

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月10日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博 司 君
市立大務局長 三澤 吉 巳 君
市立大務局長 成田 勇 一 君
会計室長 成田 良 悦 君
監査委員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 駒津喜一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

後期高齢者医療制度の見直しに向けて外4件を、熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度の見直しについて、制度の問題点と現状の認識についてお尋ねいたします。一昨年6月医療制度改革関連法案が一括審議、可決、そして強行成立をしたわけであり、その医療制度改革関連法の柱である後期高齢者医療制度があと3週間後の4月から施行予定になっております。障害者自立支援法のときもそうでありましたが、法の施行を待たずして民主党、社民党を初め各野党、全国の自治体や医師会、多くの市民団体や市民からも凍結、見直しの動きがあり、先般2月28日に野党統一の後期高齢者医療制度の廃止法案が出されております。この間余りにも厳しい世論を受けとめたのか、与党もこれまでの負担のなかった被扶養者に対する保険料の半年免除や前期高齢者の窓口の1割から2割負担を1年間先送りするなど決めましたけれども、その先は明らかになっておりません。いずれにしても、大きな問題が残っていることには変わりありません。今回の質問では、運営主体である北海道後期高齢

医療広域連合が進めている4月からの事務事業や名寄市が委任されている関係については割愛をいたしますが、制度上の問題点をどうとらえているのか、高齢者の医療の安心、安全、市民の目線に立つ立場で現状認識をお聞きをしたいと思います。例えば制度上、少子化の中で現役世代の負担上限4割設定による高齢者への将来的な負担増の問題について、外来医療で包括払い方式、いわゆる定額制との関係で、医療の質の低下等による影響、病院から在宅中心の医療へと誘導をするため、在宅や介護の受け皿の貧弱体制などまだまだ多くの課題や不安があるわけであり、現状認識をお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目に、見直しに向けた国や北海道後期高齢者医療広域連合に対する対応についてであります。これまで首長としてのアクションを起こしたことや、あるいは凍結見直しに対する今後の対応についてお伺いをいたします。全道の市町村長や市町村議会の代表者32名で構成をされる広域議会でありますけれども、この広域議会の権限や道民意見の反映の限界性についてお伺いをいたします。

後期高齢者に対する市立病院や東病院の対応についてであります。法施行による対応で医師の患者や家族に対する治療方針、治療計画、後期高齢者診療料の新設等による対応の変化や新診療報酬等による病院経営への影響があればお知らせをいただきたいと思っております。

個人情報保護と情報公開について、名寄市個人情報保護条例と名寄市情報公開条例に基づき運用され、今日市民レベルでも日常生活の中で認識が深まっていると思っております。しかし、まだ一部では請求があれば公開をするという能動性の欠如、個人情報ではこれが保護する個人情報なのかなど疑問が残るような対応もあり、実施機関としての現状認識と課題についてお伺いをいたします。

現行条例の検証、見直しの必要性についてであります。合併により新条例となったわけであり

ますが、それ以前は両市町とももう既に10年を超える一定の年限がたち、新たな見直しの必要もあろうかと思えます。今後の対応について考え方を伺いをいたします。

名寄大学の現状と今後の課題についてであります。執行方針にもありましたように関心事である学生募集、入学試験も最後である後期試験が12日で終わることになっておりますが、ことしの結果は前年比微減ながらもおおむね目標数値を確保できたということになっております。改めて市長を初め学長、先頭に教職員事務局関係者にまず敬意を表したいと思えます。

そこで、ことしはいよいよ就職戦線に対する備えに入る時期でもあり、新たな節目であると思えます。以下、3点についてお尋ねを申し上げます。開学3年目に向けての現状と課題について伺いをいたします。

大学の将来構想についてであります。完成年次を踏まえて以降の将来構想、例えば経営や運営、人事や事務局の機能などについての将来構想、さらには今後の独立行政法人問題への対応の基本的な考えをお伺いをいたします。

今後の施設整備の計画についてであります。大きなものとして大学図書館など幾つか考えられるかというふうに思いますが、施設整備の今後の計画についての回答を求めたいというふうに考えております。

市民活動支援と元気なまちづくりについて。これまでも市民活動等に対するサポート体制や支援に対する基本的な考え方は出されているところでありますが、2つについてお尋ねを申し上げます。今年度のNPO等初め市民活動に対する具体的な支援策について明らかにされたいと思えます。

2つ目には、市民活動支援条例、仮称でありますけれども、具体的な制定に向けて行政や市民、事業者とともにNPO等がそれぞれに果たす役割や責務等を理解をしながら、元気な地域社会を創造するために市民とともにどのような制度設計を

行っていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

最後になりますが、公益法人等への支出行為の適正化について、公益法人、出資法人等への出資補助の根拠規定について。自治体財政健全化法の施行により、いよいよ07年度決算から健全化判断比率の指標の公表、08年度決算から財政健全化計画の策定の義務づけ、さらにはさきの財務省の課長内簡でも公会計の整備などについて、財務諸表の作成公表が求められることにもなっております。今回の質問では、各財政指標の中でも公営企業、出資法人等をも含む将来負担率も関連し、財政援助団体等への出資補助のあり方の検証をする意味で、改めてこれまでの根拠規定をどこに求めてきたのか、あるいは今後どのように対応されていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

この場における質問を終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま熊谷議員から大きな項目で5点の質問をいただきました。1点目は私から、2点目、4点目、5点目は総務部長から、3点目は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、後期高齢者医療制度の見直しについて、制度の問題点の現状認識についてお答えいたします。御案内のとおり後期高齢者医療制度は、本年4月に実施に向けて現在準備を進めているところであります。この保険制度の特徴は、年齢による被保険者要件としたこと、保険者が都道府県を単位とした広域組織で運営されること等があります。これまでの老人保健制度の財源負担では、総額の50%を国、都道府県、市町村で負担し、残りの50%を各保険者に拠出を求めて運営されてきました。後期高齢者医療制度では、公費負担の50%をそのままに保険者拠出分を50%から40%に減額し、残り10%を保険料として被保険者から徴収して運営されることとなります。このこと

は、現役世代で構成される健保組合等が老人保健拠出金の負担の重さから多くの健保が赤字に転落し、自主解散する例も相次ぎ、医療制度を安定的に維持するために現役世代と高齢者との間で保険料負担の新たな枠組みを構築することが必要であったものと思います。本市の当該被保険者の構成では、85%が国保からの移行者で、既に国保税を負担し、残り15%がその他の被保険者の被扶養者であり、新たに保険料がかかることとなります。相互扶助の保険制度であることから、負担の公平性については意見は分かれぬものと思います。新たに保険料を負担する方には、2年間ながら激変緩和対策は設けられており、低所得者に対する軽減措置もあり、他の医療制度との調整が図られたものと思います。制度が都道府県単位の広域で運営されるため、高齢化率等の高い過疎地域の市町村においては現状より若干ながら負担が抑制されるものと想定をしております。外来医療で包括払い等による影響については、高齢者が若年層より医療費を多く必要とする中で、今後団塊の世代が後期高齢者になる十六、七年後には保険料の水準が現在よりかなり高くなるものと懸念されますが、税、年金及び医療保険料の負担と給付をどのように支えていくかは国の根幹にかかわるものと考えております。

一方、ふえ続ける医療費対策の議論の中で検討されたかかりつけ医や医療費の包括払いについては、診療報酬見直しの中で知り得た情報では、スタート時は実質大きな変更、影響がないものと考えており、今後の制度改正に注視してまいりたいと考えております。入院から在宅中心の医療と誘導するため、在宅や介護の受け皿の貧弱な体制につきましては、国は在宅医療への移行をしたときのひとつとして介護型病床を全廃し、療養型病床も削減する方針を打ち出しました。これに基づき北海道においては、ケア体制構想を今年度末に策定しますが、療養型病床数は地域特性を考慮して現状と同数値の計画を予定しております。上川北部圏

域も同じ考え方ですので、当面は現状の病床数に変化はありません。しかし、在宅医療につきましては都会と地域の体制格差がありますが、地域なりにさらなる病診連携を強めて、市民の不安解消に努めていきたいと考えています。

見直しに向けた国や北海道後期高齢者医療広域連合に対する対応につきましては、制度の発足に当たって広域連合が進める部分、道、国がそれぞれの部分があり、平成14年度の医療制度改革の延長上で進められてきた制度であると認識しています。制度の根幹の議論では、市長会等による国政への要望がありました。最近市長会等を通じて要望しました主な点を数点御紹介します。後期高齢者の関係では後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう必要な情報を早急に提供するとともに十分な財政措置等を講ずること、特に市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修と電算システム経費に対する十分な財政措置を講ずること、健診、保健指導について地域の実情に即した財政措置を講ずること、後期高齢者に係る診療報酬の検討に当たっては後期高齢者及び家族を含め、幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること、後期高齢者医療制度の円滑な運営には国民の理解と協力が不可欠であるため、国においても制度の趣旨や内容について十分な広報を行うこと、以上であります。これらについては、厚労省のほうから北海道市長会の意向に沿う形での検討内容が行われたということの報告を受けております。

次に、全道市長会、市町村議会の代表者32名で構成された広域連合の権限、道民意見の反映の限界性については、本制度は直接の被保険者と支援に回る現役世代の双方にかかわる保険制度で、医療給付費等に必要な保険料を含め、広域連合議会での議論のほか、パブリックコメントを求めて広く意見反映を図っていると考えております。

後期高齢者に対する市立病院、東病院の対応につきましては、本年4月から施行される後期高齢

者医療制度に関しまして、2008年診療報酬改定により新設された点数項目については、その診療点数創設の意図にのっとり、当院として対応していきます。後期高齢者総合評価、入院中1回50点では、入院中の後期高齢者の方への治療促進のため、基本的な生活能力等の総合的な評価を行います。また、後期高齢者退院調整、退院時1回100点では、退院困難な後期高齢者の方が退院するに当たって安心して退院後の在宅治療への移行ができるよう調整します。後期高齢者退院時薬剤情報提供料、退院時1回100点では、後期高齢者の方の退院時に服薬していた薬剤の情報をわかりやすく提供します。これらの後期高齢者の皆さんに対する点数は、患者さんの利便性を重視したものです。市立病院、東病院としては、収益にはほとんど影響ないと考えておりますが、後期高齢者の方への患者サービスの充実の面からも積極的に実施していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、大きな項目で2点目、4点目、5点目についてそれぞれお答えをさせていただきます。

初めに、個人情報保護と情報公開についてお尋ねがありました。情報公開制度は平成10年から、個人情報保護制度は平成15年から、名寄、風連両地区ともにほぼ同時期から運用されております。まず、情報公開について申し上げますと、この間の情報公開開示請求件数は、合併前からの合計で平成10年から現在まで39件、個人情報保護による開示請求は1件であります。請求の内訳は、議事録、会議録に関するものが3件、財政に関するものが11件、契約に関するものが7件、各種の計画に関するものが9件、条例やその他に関するものが9件となっております。請求のあったもののうち1件は、個人情報保護条例に抵触するものとして全面非公開としたほか、各種委員会会議録については発言者氏名を非公開として開示をし

ております。情報公開条例に基づく実施機関が保有する公文書の検索リストの件数は、総務部関係258件、生活福祉部関係379件、経済部関係349件、建設水道部関係が144件、大学を含めた教育委員会関係が420件、病院関係285件、その他118件、合計1,953件であります。議員も御存じのとおり、情報公開制度は市政に関する情報について市民の知る権利を保障するとともに、公正で開かれた市政の実現による市民理解と信頼を深め、市民主体の市政の推進を目的としており、開示請求という手続を踏まなければなりません。行政の持つ膨大な情報の中からより多くの市民が知りたい情報を効率よくタイムリーに提供することは、大変重要な課題であると考えております。

次に、個人情報保護の課題についてであります。この個人情報の考え方が広く市民の方にも浸透しておりますが、反面プライバシー意識の高まりとあわせて必要とされる個人情報の提供までもが控えられる、いわゆる過剰反応とも呼ばれる現象も起きております。こうした状況を踏まえて、国民生活審議会から政府に対して個人情報保護に関する取りまとめが意見として提出され、政府に対して基本方針の見直しを行うとともに、ガイドライン等の見直し、法律の具体的な広報啓発活動の強化などが提言をされております。政府としての最終方針は示されておきませんが、その主たる内容は法の適切な解釈とそれに沿ったガイドラインの設置、そして幅広い広報活動と言われております。当市におきましても名寄市情報公開、個人情報保護審査会で論議いただき、ガイドラインの設置と広報活動を行い、個人情報を取り扱う部署が共通の認識を持って運用に当たることが必要と考えております。

次に、現行条例の検証、見直しの必要性についてもお尋ねがありました。情報公開条例並びに個人情報保護条例については、全国自治体共通の制度内容となっております。問題点については国

からの指導により条例改正をしており、一定程度成熟された制度内容と認識をしております。現在重要施策などは、広報紙、ホームページで公開をしております。また、特定の課題、新たな政策などは説明会の実施、各種団体との懇談会、また全市的には地区別の懇談会など市民との対話に努めております。御質問にありました現行条例の検証、見直しの必要性については、ただいま申し上げたとおり制度としての検証、見直しというよりもむしろ運用面での検証、見直しが重要と考えております。先ほど申し上げた公文書の検索リストそのものを公開するというよりは、むしろ名寄市の公文書については原則全部公開が基本でありますので、このことを広く市民の皆さんにお知らせをしていくことが重要と考えております。今後のあり方としましては、まず公文書の公開請求ができることを広報をし、市民の知る権利を保障することを第一に進めてまいりたいと考えております。

次に、市民活動支援と元気なまちづくりについて、NPO等市民活動の具体的支援策についてお尋ねがありました。これまで行政が主体となっていてきたまちづくりをさまざまな動機を持って自発的に公益活動を行うNPO等をよりよいパートナーとして連携し、本市の特性を生かしたまちづくりを進めていくことは重要なことと認識をしております。NPO等の支援につきましては、その自主性、自立性を十分確保しつつ、資質の向上や情報交換の場の提供等、特にその立ち上げから活動が軌道に乗るまでの間を総合的に支援することは必要と考えております。本市は、NPO等の設置支援の総合窓口は開設しておりますが、総合的な受け皿体制は整っていない現状であります。協働のまちづくりを進める観点からもNPO等との連携は必要でありますので、新年度において体制の整備を図ってまいりたいと考えております。現状での具体的な支援につきましては、まちづくり推進事業や市税の面等での対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、市民活動支援条例の制定についてであります。ボランティアやNPOによる市民活動については行政のスリム化が求められる時代にあつて、市民の多様なニーズによりきめ細かに柔軟に対応していくためにも、今後地域社会を支える一つとしてますます重要性が増していくものと考えております。また、市民と行政の協働のまちづくりを進める上でも大きな役割を担っていくものと思われまふ。御提言のありましたこうした活動を推進するための条例の制定につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。総務省におきましては、コミュニティー再生の取り組みとして、20年度から自治会、町内会、消防団のほか、NPOや防犯組織、子育てサークルなど地域を支える団体との連携強化や市町村による支援のあり方について本格的に研究に乗り出すことになりました。先進事例を調査しながら、大都市や地方都市、農山漁村、限界集落など地域のタイプごとに各団体の連携強化や住民参加を促すための方策、行政による支援のあり方を示す考えであります。協働のまちづくりを積極的に進める観点から、総務省の支援のあり方の報告なども参考にして、NPO活動、まちづくりと連動したNPO活動に対する支援のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、公益法人等への支出行為の適正化についてお尋ねをいただきました。名寄市では、平成18年度末で名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれんの4社を含めて33社に対して株券等の有価証券の購入と出資を行っております。お尋ねの公益法人、出資法人等への出資補助の際の基準、ルールづくりについてであります。いずれもその時代背景と住民ニーズに基づき、第三セクターについては行政と民間企業が中心となって設立をし、また財団や組合、株式会社などへの出資については必要に応じて行ってまいりました。議員御指摘のとおり、地方公共団体の財政の健全

化に関する法律が成立し、健全化判断指標の一つである将来負担比率の算定の中に地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、そのものために債務を負担している場合の当該債務の額のうち当該法人等の財務経営状況を勘案した一般会計の負債負担見込額というのが加わりまして、第三セクターの経営次第で早期健全化団体に入る可能性もあるわけでありまして。今後は、新たな基準、ルールづくりについても検討し、健全化法の施行にしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私からは、項目3、名寄大学の現状と今後の課題について、

(1)から(3)の3点、関連がございますので、一括お答えをさせていただきます。

名寄市立大学は、平成18年4月に1学部3学科で開学し、この間さまざまな経験を積み重ねつつ、3年目を迎えようとしています。まず、入学者の受け入れについてでございます。地域指定枠も含めた推薦入試、社会人選抜、一般入試前期、後期及び編入学とさまざまな志願者のための機会を設けてきてございます。試験方法としては、成績表やセンター試験により基礎学力を見るときともに、独自に小論文と面接を行いまして、志願者の本学に対する意欲や人間性、創造性を総合評価するよう努めてきているところでございます。その中で保健福祉学部入学定員140名に対する過去2年間の入学者数は、現在の学生数1年次151名、2年次140名であり、平均145.5名となっております。また、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.04であり、定員管理は適切となっていると言えます。志願状況につきましては、募集人員を大きく上回る志願者を経て、18年度5.95倍、19年度5.0倍、20年度は4.69倍と高水準を維持していると言えますが、反面減少も

してきています。その原因といたしましては、センター試験を導入してわずか2年であり、詳しい分析評価に基づくものではございませんが、少子化に伴う受験者数の縮小と他の地域において看護系、福祉系などの大学学部が開設されていることが考えられます。今後の推移といたしましては、入学者に道内出身者が占める割合が増加する傾向にあると思われまますので、公立大学の特性を生かしてより一層学生の確保を図るために、学校訪問や広報活動などにおいてさらなる創意工夫を重ねていく必要があると考えております。

次に、教員の配置でございます。平成20年3月1日現在の教員総数は、短大も加えますと70名が在籍しております。そのうち保健福祉学部には教授26名、准教授17名、講師6名、助教及び助手12名の計61名の在籍で、若干大学設置基準を上回っておりますが、教員組織につきましてはカリキュラムの再編にあわせて見直すこととしておりまして、その中で適切な専任教員と非常勤の教員の配置を行っていきたくと考えております。

なお、大学完成年度をもって十数名の教授が定年退職を迎えることとなりますので、早急に人的体制の課題を検討し、人材の確保に向けて一層の努力が必要であると考えております。いずれにいたしましても、平成21年度の学部完成年次を迎えるまでは文部科学省の管理下に置かれておりますので、大学としての基礎づくりをしっかりと行い、平成22年3月に第1期卒業生を社会に送り出すことができるよう教育研究水準の向上とともに国家試験や就職対策などの充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、御案内のとおりこの4月から市立名寄短期大学が名寄市立大学に併設をされ、短期大学部に名称変更となります。これを機に保健福祉学部と短期大学部それぞれの学部の対応方針や学部完成年次以降の将来方向などに関する学部内での調整、また大学全体としての対応調整などその業務や責務は広範なものとなっておりますことから、新

たに副学長と短期大学部長を配置し、管理運営面と教育研究活動面での強化充実を図ることとしています。また、独立法人化や短期大学部4大化などの大学将来構想につきましては、将来構想検討委員会などでの検討結果を待って、望ましい教育研究組織のあり方を追求する中で設置者との連携をとりながら、中長期的な視点から具体化、再構築していかなければならないと考えております。

さらに、経営面について申し上げます。大学運営収支計画では、地方債の元利償還金を除く運営費については学年完成年次移行における自立を目指すことを基本としています。今のところ当初計画を上回る地方交付税措置がされてきております。しかし、交付税の算定基礎となる学生1人当たりの単位費用は削減傾向にあり、また授業料等につきましては国立大学に準じて設定してきており、法人化などを背景に大学競争化もあり、これ以上の自主財源の確保は困難な状況になっております。また、本学運営費に占める自主財源の比率は30%前後で、70%前後は一般財源に依存しております。今後教職員の増員配置、学年進行に伴う各種機器の整備、計画的な保守や更新など新たな財政需要が見込まれますことから、経費の節減とより重点的な予算の執行に努めることが必要であると考えております。今後の施設整備計画といたしましては、植栽による環境の保持、情報処理機器及びシステムの整備、福利厚生施設としてのクラブハウスの整備や図書館の建設などが予定をされておりますが、学生生活を送る上で必要な学生食堂や売店の拡充などの要望も出されております。教育研究が円滑に行えるよう緊急に対応すべきものと当面困難な施設の拡充についてはソフト面や民間による対応の可能性などについても検討を進め、図書館建設との全体構想を考慮しながら、新総合計画に基づき整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、端的に再質問を申し上げておきたいと思います。

質問に入る前に、1点だけ確認をさせていただきますけれども、先週の代表質問、私どもの高見議員代表質問を行っている関係で、総計と実施計画の関係のやりとりがあったと思いますけれども、いわゆる前期計画の実施計画の単年度ごとの計画の提示については、出すということで私もやりとりを聞いていたのですが、そういうことで間違いはないかどうかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 議員からお話のありましたとおり進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 旧名寄の総計策定段階でも単年度計画を出していただきながら、それぞれ市民の関心を高めつつ、協働のまちづくりという経緯がありましたから、当然のことかと思っておりますけれども、姿勢として今回情報公開の問題では説明責任について積極的に、能動的にという状況では、まだ至っていないのではないかという感じはしております。答弁では一応原則公開ということを行いながらも条例を改めて読み直すとか決裁や供覧、回覧が終わった実在する文書ということの限定つきがございまして、今日先進自治体ばかりではなくて全体的に組織が持つ情報を積極的に出していくという、いわゆる能動的な説明責任についてまだしっかり受けとめ切れていない部分が全庁的にあるような気がいたしまして、改めてあすあさってはすぐ条例改正ということにならぬかもしれませんが、説明責任についてやっぱりこれから改正をしていくということであれば明記をすることをしっかり求めていきたいと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回御質問をいただ

いた情報公開につきましては、公文書の情報の公開ということで押さえていただきまして、答弁をさせていただきます。いわゆる情報公開、説明責任と言われる点につきましては、情報の共有化ということであろうと思っております、この点につきましては現在市民懇話会で進めております自治基本条例の検討の中で情報の共有として1つ章を設けて、情報の提供、情報の公開、説明責任ということでの整理がされると考えておりますので、この市民懇話会での議論でひとつ進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） そういう答弁ではありませんけれども、制度としてしっかりと確立をすることがまた多くの市民が行政に対する関心を寄せることにもなり、それがまた信頼関係ということにつながって、何か自分たちもやれることはやろうかというようなことに機運として出てくるわけなのですが、求められたら出す、あるいは会議があると出すという、そういう姿勢ではやっぱりいけないと思うのです。条例の中でもそれぞれ情報公開の現状について公開をする条項がございますので、一応広報では年1回か2回提示をしておりますけれども、あれを見る限りでは本当に温かみを感じられないなという感じが、無機質に近い。情報公開の請求件数4件、公開決定4件、個人情報はどうだこうだということで、やっぱりこれではちょっといけないのではないかと思います、答弁でいろいろ細かくそれぞれ実施機関別あるいは内容別にお答えをいただきましたけれども、そういうことが広報でも伝わらなければならないというふうに考えておまして、これはしっかり改善を求めたいと思うのですけれども、お答えいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、今市民懇話会の中で自治

基本条例という名称になるのか、あるいはまちづくり基本条例という名称になるのかはまた懇話会での議論ということになりますけれども、この中で権利及び責務であるとか、あるいは参加と協働、さらには情報共有という、この中でしっかり組織的、体系的、さらには制度としてこの点について確立をするということで検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、情報公開にもコストがかかるわけでありまして、市民ニーズと行政コストの兼ね合いということも議論しなければならないテーマと押さえておりますので、これらにつきましても市民懇話会の中でぜひ議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 基本条例を整理する段階では、当然憲法と言われることですから、既存の条例はくし刺しにそれぞれの整理をされるということで、説明責任も明記をされていくということでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 現在進めております市民懇話会の中の議論もそういう方向で進められておりますので、そうしたことにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） わかりました、それは。ぜひよろしく願いをいたします。

対象文書、先ほど1,953件ほどの情報を持っているということなのですが、実際にはこれは現行条例にもあるとおり決裁とか、供覧が既に終わったもので現存するものということなのですが、先ほどの総計の前期の実施計画の問題も求められて高見議員の質問に答えられているのですけれども、そういう姿勢がやっぱりまだ少し消極的ではないのかというふうに言われておまして、組織的に活用した文書、公文書、もっともっといわゆる政策形成過程のものも含めてということは条例

の制定段階でもいろいろ論議があったのですが、もうそこまでの認識が十分あるというお答えでよろしいのか、改めて。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 旧名寄市における総合計画については、御指摘がありましたとおり前期、後期と分けていながらもそれぞれの事業の予定年度ということで公開はさせていただいておりました。今回新市建設計画なり、あるいは新総合計画ということで、合併に伴って行った作業でございまして、なかなか年度間の具体的なしかりとした張りつけということについては困難性がございましたので、むしろ誤解を招くといえますか、トラブルが生じないという観点で5カ年の予定する事業ということで押さえさせていただきましたので、決して議員が御指摘されるような消極的であるとか、あるいはそういう部分でございませんで、物理的に厳しかったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） いわゆる積極性あるいは説明責任をもっとも努力をするということについて、一定の時間も必要だということは十分わかりますけれども、ぜひ政策形成過程の、高見議員とのやりとりを聞いていても一回出すとそれが変更になると必ずまたいろいろ議会や市民からも誤解がどうのこうのとのお答えもあったりなんかして、そちら側の立場に立つとそれも理解はできますけれども、市民や議会のレベルでいくともっとも出していただきながら、しっかりもんでいくと。一緒にまちづくりに参加をしているのだという、それが単年度、1年おくれたとか2年おくれたということについては現実ある話でありますから、恣意的に総務部長の答弁をいただきましたので、しっかり御努力をいただきたいなというふうに考えております。これだけで時間費やすことはできませんけれども、分権以降機関委任事務の廃止だとか、地制調の動きだとか、さまざま

な部分で、条例制定以降もやっぱりしっかり既存条例を現下に合ったような形で逐次見直していくという努力をしていただいたり、あるいは指定管理者制度以降の情報公開の問題だとか、まだまだ整理をされていない部分がございますので、改めて検証の機会としてぜひお話をしておきますので、よろしく願いいたします。

次に、市民活動と元気なまちづくりについてですが、これも端的に答弁で、今年度は考えられることは現行市税条例を生かしながら、税の問題なんかも触れられていましたけれども、私も市内のいろんな市民団体やまちづくりに関心のある皆さんの動きを見ると、ぜひことし立ち上げたいのだという話は二、三聞いておまして、立ち上がるためにやっぱり3カ月も4カ月も資料つくったりというようなことで、その御支援もいただくということなのですが、具体的な話として市税条例の中で51条でしたか、法人市民税の減免で所得別でいろいろランクがございまして、一番最低のところでも制限税率使っていますから6万円、活動あってもなくてもかかるというようなことでございまして、その辺のことについて意識をされて、現行市税条例を使いながら減免をしていこうという受けとめ方でよろしいかどうかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） NPO法人の皆さんへの支援ということでは、さきの議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、個別の案件としては20年度に福祉関係のNPOさんが行われる施設整備であるとか、あるいは庁内食堂の運営、既にお願いをしておりますけれども、継続して支援をしてまいりたいと考えております。現在5つの法人があるわけですが、現行税の制度の上から支援をできるのは法人市民税の均等割と、あとは国あるいは道との関係もございまして、その部分につきましては踏み込めないということで、現在税務のほうでも検討を進めて

おりまして、金額については議員が御指摘のとおり旧名寄地区におきましては6万円、21年3月までは風連地区におきましては5万円ということの均等割の押さえでございまして、そのような検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） もう既にこの話以前に庁舎の食堂だとか、いろいろ福祉活動を一生懸命やっておられる方に対する一定の実績もございしますから、若干それが収益減になるという、市民税的にあるかもしれませんが、それがまた市民活動が活発に促進されていこうということであれば、十分全体的にはよい結果をもたらすのではないかとこのように考えておりますから、ぜひお願いをしたいと。

それから、支援条例の関係について、きょうあえて強く求めませんけれども、まさに既存団体やさきの昨年の高見議員の一般質問の中でも既に基本的なことは十分押さえられて答弁をいただいているところなのですが、一定の時間もたっておりますし、あるいはこれから立ち上がるであろうNPO法人の皆さんも含めてしっかりどういう条例がいいのかということについてのテーブルづくりを求めて、これについて終わりたいと思います。

3つ目に、公益法人等へ支出行為の適正化について。3月3日の新聞に出ていますからいいでしょうけれども、稚内の市議会でもたまたま第三セクターの議会での首長提案が否決をされたという。私にとってみれば、ちょうどこの問題をいろいろ原稿を書いていた時期でもありまして、衝撃を受けております。議会も否決をするにしても賛成するにしても、いわゆるそれがどう将来的に生かされていくのか、今決断をすべきなのか、あるいはもう少し時間を稼いでいい方向に回転をさせていくのかという判断は本当に難しいのではないかとこのように思っておりますが、名寄もお答えいただいたとおりたくさんのお資団体や公益法人がございまして、これらの関係に触れておきますけれ

ども、稚内の関係でもし首長さんなり副市長のほうで御感想ございましたら、ひとつお願いいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 稚内市の例につきましては、第三セクターで経営しているホテルの運営資金の融資をめぐってということとございしますので、既に出資をしているその先ということとございします。議論の詳細はよく存じませんけれども、年度ごとの経営のありようのチェックが経営主体であります法人と、それから出資をしております市と、さらにまたチェックをいただきます議会との関係で、一体どんな議論がこの間ずっと下されていたのか、少し詳細を知らなければまた分析はできないと思っておりますけれども、少なくとも運営資金を融資をするということになりますと、これは危険信号の第2歩ぐらい進んだのかなというふうに思っておりますので、今私どもが運営しているその他につきましては、なるべくというよりもほとんど運営資金の融資ということのないような努力をしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） ぜひ対岸の火事とせず、名寄のおひぎ元のいろんな出資団体や公益法人についてもしっかり目をみはっていただきたいなというふうに考えていますが、先週大石議員がいろいろ法務的な瑕疵の話もちらっとしていただきまして、私もここ一、二年、具体的には申し上げませんが、市が三セクの場合なら51%以上の出資あるいは50%の出資しているところもあれば、さまざまな部分がありますけれども、中間的に債務処理をする場合だとか、あるいは最終的な債務処理、債務処理というのは決して喜ばしいことではありませんけれども、そういう場合のケースにおいて出資比率に応じた、いわゆる市の責任みたいのを基本的にどういうラインで押さえていたらいいか、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 最終的な債務処理、あるいは中間的な債務処理と両方ありまして、中間的にはどういうことをやるか。例えば今北海道の中ではいろんな議論になっています。コンサドレーの運営で減債をしなければならないということなどがありますし、最終的にはその法人をどういうふうに処分するかという段階で、もし負債が残った場合にはどういうふうにするかというようなことでありますけれども、やはりコンサドレーと違いまして第三セクターといえども市が51%以上占めているという設置目的、このところにも十分に関係してくるのではないかというふうに思っております。設置目的で市が大きく出資をして、あるいは民間の皆さんにも賛同いただきながらやっていくと。その際、かつてから言われておりますけれども、北海道の第三セクターは非常に公共ででき得ない部分をやっている、法的に。そのような関係でありますから、民間の方の賛同出資につきましてもやや公共に依存型があるのではないかという、その経過をずっとたどってきて、北海道の中における、全体とは言いませんけれども、最終的な債務処理においては公共が担う部分が大いのではないかというふうに思っているところでございまして、必ずしもそうばかりではございませんけれども、市が行いました例についてはむしろ業務内容の中で債務処理というよりも支援をどうするかということを決めてきたという経緯がございまして。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 最終的には、執行者で判断をされて議会で提示をして私ども議会が決めていくという、政策的あるいは政治的に決めるという可能性が今までもあったわけなのですが、最初の答弁がありましたように一定の経営という感覚から見て、黄色信号あるいは赤信号は赤信号になる前に、そういう危険ラインの判断というのは早目早目にしながら、一定のラインみたいのは

私どもがわかるようなもので、市民がわかるようなものについてやっぱり提示、しっかり検討すべきではないかというふうに考えておりまして、先ほどの答弁は生かさせていただきながら、ぜひしっかり対応をお願いをしたいというふうに考えております。

国の国税の補助金等にかかわる適正化法案というのがございまして、それが本当に適正に使われているかどうかというのは当たり前前に検証、監督をするわけですが、名寄市の場合においても先ほど言いましたようにもっともっと市民レベルで私どもにもしっかりわかるようなラインを一定の制度、根拠規定みたいなものを持ちながら、判断材料をしっかり出していくということを求めておきたいというふうに考えております。監査委員の皆さん、代監さんにもお尋ねをしようとは思っていましたが、時間の関係ありましてあれですけれども、いわゆる財政援助団体に対する監査の関係で、現行は50%以上で、さらに出資比率の拡大、下げていくというのが今全国的に25%まで下げる、あるいはもっとラインを下げて監査をするという経過もあるのですが、民法や商法の適用を受けるという側面等難しい要素はありますけれども、少なくとも市で出資をしたり、補助をしたりということがついて回るとすれば、やっぱり行政の責任としてそういう団体、出資法人や特定法人の情報の公開というか、このことについてどのように基本的に私ども押さえておいていただいたいのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど総務部長から御答弁いたしましたけれども、株券や、あるいは有価証券の購入ということでかなりの数の出資しております。かなりの数といっても33社であります。特に市が51%以上の株を持ちます4社につきまして、これは当然各社の株主総会、そこで公表されておりますし、また同時に議員会に対しましては年1回でありますけれども、報告をしな

がら御意見をいただくということになってございまして、私どもは今置かれている範囲の中でこの公表というのは精いっぱいやっているというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 最後になりますけれども、土地開発公社の関係について、18年度決算あるいは19年度の予算なんかも見せていただきましたが、毎年7億円近い、19年で6億8,000万円ぐらいですか、貸し付けを受けながら、利子も四、五百万円、500万円近い利息を払いながらということで、いわゆる土地の処分との連動性もあるわけなのですが、やっぱり簿価との関係、実勢価格との関係では若干不安を感じておりまして、現状の名寄土地開発公社の経営状況というか、現状について最後に御認識をいただいて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 決算そのものにつきましては、毎年6月議会で報告をしていると思えますけれども、御承知のとおり全道的にはありませんけれども、土地開発公社が行政の先行の土地取得という役割を果たして、箱物の行政がなかなか少なくなったという点では土地開発公社の役割そのものを議論するという時代になってまいりました。したがって、名寄市の場合についてもそれに該当するかどうかは別にいたしまして、持っている土地の処分といたしますか、それをどうするか真剣になって検討していかなければ、特に大型の土地についてはそれぞれ目的を持って購入をしたものでありますけれども、まだ未処分ということでございますので、このまま続いていかどうか、もちろん20年の例の財政再建法の適用にもなりますので、私どもとしてはそれをにらみながら、この土地の処分について、土地開発公社全体の運営について考えていかなければなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で熊谷吉正議員

の質問を終わります。

農地流動化銀行の設立について外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問いたします。

初めに、農地流動化銀行、農地バンク、仮称ではありますが、このことについてお尋ねをいたします。近年農業経営者の高齢化、あるいは担い手不足などの理由で、農地の遊休化、荒廃化の進行が心配されています。従来風連地区においては、農地の売買、賃貸借は各地区の農用地利用改善事業実施組合があっせんの労を担ってきたところがあります。しかし、現在規模拡大の手詰まり感、受け手である担い手の減少、高収益作物の導入で今以上の面的拡大を望まないなどの理由で地区内だけでは受け手が見つからず、あっせんに困難を来すところも出始めており、貸し手、売り手の方々が親戚、友人などのつてを頼っての対応が目立ち始めております。その一方で、耕作者を必要とする経営者は地区を限定しないで耕地を模索する動きがあり、農地情報の入手窓口一元化を求めています。以上のことの解決策の一つとして、農地を売りたい、貸したい人と買いたい、借りたい農家がそれぞれ登録し、データベース化して農地流動化情報の一元化と迅速化を図るシステムを早期に立ち上げることを御提案申し上げます。農業委員会、農用地利用改善事業実施組合、農協の3者がより連携を深め、農地流動化銀行、農地バンクを設立し、農業者間のスムーズな農地流動を図り、利便性を高めるべきであります。そして、そのことにより農業経営の安定、農村の活性化、そして農業振興につながるものと確信するものであります。

次に、2つ目として、ふるさと納税に対応する寄附条例の制定についてお尋ねをいたします。国は、平成20年度に都市と地方の格差是正を目的に地方自治体への寄附を税額控除の対象とするふ

るさと納税制度の導入を予定しているところであります。それに先駆けて環境保全や福祉、農林振興など税金の使い道を明らかにし、寄附を募る地方自治体が急増し、2004年に3町村が関係条例を制定したことを皮切りに、2008年1月現在全国で32市町村が独自に寄附制度の条例を制定しております。この動きは今後さらに加速しそうな勢いで、かつてのふるさと創生資金をほうふつさせないでもありませんが、いずれにしろ政策提案型の寄附を求めるものであり、自治体の魅力が試されるところではあります。ふるさと名寄を再点検、再認識する意味からも早期の条例制定を求めるものであります。

3つ目といたしまして、エフエムなよろA i r てっし風連中継局の設置についてお尋ねを申し上げます。平成18年3月27日、風連町と名寄市の合併と時を同じく、コミュニティーFM局エフエムなよろA i r てっしの電波が発せられました。コミュニティー放送局は、平成4年に制度化された超短波放送局で、地域に密着した情報を提供し、現在北海道では24社がそれぞれ特色ある番組を地域に提供しております。大きなメディアでは伝えられない街角の話題を拾い、生活情報を伝え、そして市民のホットな息遣いを発信する双方向地域密着の番組づくりが地域FMラジオの輪をさらに大きく広げているのであります。さらに、災害情報も地域FMの重要な役割で、名寄市においても市の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置したときは、市の防災担当部署からA i r てっしの通常放送に割り込み放送ができるシステムが導入されております。この緊急放送により、いち早く災害情報が市民に伝えられ、市民の生命、財産、安全、安心が守られるのであります。このように今や市民と密着し、市民生活には欠かせない情報源である地域FMラジオ局ですが、現在風連地区の瑞生、中央の南部、そして日進地区が難聴あるいは全く放送が入らない状況下にあります。同じ放送エリア外だった智恵文地区約200戸に

つきましては、平成18年9月1日に中継局免許が出て、現在は情報ギャップはほぼ解消されております。市の行政防災無線の戸別受信機の設置につきましても財政的、年数的に近々に実現する見込みはなく、今現在強力な防災情報伝達の機能を有する地域FMラジオ局の受信エリア拡大は市民ひとしく安心、安全を享受する立場からも急務であります。4月には、サテライトスタジオの機能を有する道の駅のオープンも控えており、風連中継局の早期設置を求めるものであります。

最後に、4つ目といたしまして、道の駅もち米の里☆なよろの外壁の色が変更になった理由と経過についてお伺いをいたします。昨年7月から国道40号線、名寄市の玄関口となる風連市街地南側で建設が進められていた道の駅もち米の里☆なよろもこの2月29日工事が完了し、いよいよ4月20日日曜日に予定されているオープンを待つばかりとなっています。この道の駅は、道路利用者のための休息機能にとどまらず、道路利用者や地域の方の情報発信機能、そしてさらには近隣のまちとまちとが手を結ぶさまざまな取り組みの場としての地域連携機能をも持つものとして、市内外からいやが上にも大きな期待が寄せられているところであります。

さて、市民期待の待望の道の駅ではありますが、いわゆるコンセプト、これは概念全体を貫く統一的な視点という訳され方がされておりますが、コンセプトの3大要素であるデザイン、機能、そして色彩のうち、外壁の大方を占める色が当初の茶系から銀色系に変更になった理由と経過とをお知らせ願います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま佐藤議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。1点目、4点目につきましては私のほうから、2点目、3点目につきましては総務部長からのお答えとなりますので、

よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、農地流動化銀行（仮称）についての回答でございます。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、農産物の価格の低迷など一段と厳しさが増すとともに、高齢化に伴います農家戸数の減少、後継者不足など農村地域の活力低下が懸念される中、農業生産の基盤をなす優良農地の確保、有効利用の推進と地域農業を支えるすぐれた担い手の育成確保が重要な課題というふうに考えております。こうした状況のもと農地流動化に伴いますあっせん、賃貸の実績であります。各年次の1月から12月まででございます。名寄地区では、平成18年度ではあっせん37件、面積で145.1ヘクタール、賃貸借では48件、178.5ヘクタール、19年度ではあっせん14件、63.9ヘクタール、賃貸借70件、224ヘクタールでございます。風連地区では、同じく平成18年度ではあっせん23件、74.3ヘクタール、賃貸借28件、62.5ヘクタール、19年度ではあっせん38件、123.1ヘクタール、賃貸借70件、204.1ヘクタールとなっております。農地のあっせん等につきましては、風連地区におきましては昭和57年から農用地利用改善事業実施組合におきまして各組組合長を初め農用地流動化推進委員の協力のもとに実施してまいったところでございます。また、名寄地区におきましても合併した平成18年度からは新たに農用地流動化推進委員を配置いたしまして、農業委員とともに農地流動化推進の原動力として御活躍いただいているところでございます。耕作放棄地につきましては、2005年の農業センサスによる耕作放棄地は60ヘクタールでございます。昨年9月農業委員協力のもと実態調査を実施いたしましたところ、結果として名寄地区では31ヘクタール、風連地区では6ヘクタールと押さえさせていただいております。今後も耕作放棄地が拡大しないように対応を検討してまいりたいというふうに考えております。また、一部地域におきまして農地のあっせ

んを申し出ましても買い手がつかない、大変苦慮しているというふうな声を聞いておりますので、議員から御提言ありました農地を売りたい、貸したいという、つまり出し手でございますが、のりと借りたいという受け手の人を結びつける農地流動化情報の一元化に向けまして、農地の有効利用と利用集積を一層進めるために、また耕作放棄地対策を含めました市地区内における農地の利用調整で、売買、賃貸に至らなかった土地について地区外からも広く対象農地の情報を提供できるよう農業委員会と協議、体制整備を含め検討してまいりたいと考えているところでございます。今後農地情報の登録内容、これにつきましては個人情報保護に関する規定も含めまして、情報の閲覧場所の検討、また地区データを活用することによりまして農地情報の整備を取り組む上で効果的であり、天塩川地区農地情報整備推進協議会で実施いたしております農地情報システムの地図データの整備につきましても活用できるかどうか、関係機関と検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、道の駅もち米の里☆なよろの外壁色を変更した理由と経過についてのお尋ねでございます。外壁色の関係でございますが、完成予想図では外壁関係が茶系色でありましたが、その後建物の外観が建ち上がった10月中旬に現場にて壁れんが材及び屋根部分の色を具体的に見本品を陳列いたしまして、関係者にて協議をしてまいりました。その中では、壁れんが材につきましては周辺の農村景観などを勘案し、春、夏、秋、冬を通してマッチする壁れんが材として茶系色の濃い色とすることになったところでございます。また、屋根部分のパラペット部分でございますけれども、耐火材料が必要とされていることから、材質は金属断熱パネルを採用いたしたところでございます。耐火断熱材は、国内で2社しか認可メーカーがございません。色につきましては茶系色がないということであったこと、また色も限られているために前

段申し上げました四季を通じての壁の色合いにマッチしたものを選定したところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、お答え申し上げました。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ふるさと納税に対する寄附条例の制定についてお尋ねをいただきました。条例制定に向けた考えはということではありますが、寄附を募る手段として、また情報発信の有効な手段として活用できないか、現在検討を進めております。道内では、現在2つの市と9つの町で制定をされておりますが、それらの先進例を見ますと、各市町村が事業区分の中で自治体としての特徴を出してまちのPRをしていこうと工夫していることがうかがえます。隣の下川町では、下川森林づくり寄付条例として単一の事業に対する寄附条例としておりますし、また本年度より条例が発効した夕張市では映画ロケセット施設の保全に関する事業、市民による映画祭の開催に関する事業などが事業区分として制定をされており、ニセコ町では有島武郎に関する資料収集、また道外になります。益子焼で有名な益子町では陶芸の町にふさわしい文化振興に関する事業などを明文化をし、寄附の目的である事業区分を見ると森づくりの町、映画の町、陶芸の町とその町がイメージをできて、町の特徴やセールスポイントに興味に向くように条例が制定されるのではないかと考えております。名寄市としてもこの制定に向け、市としてのセールスポイントをどこに置くのか、名寄市に思いをはせる方やそうでない方にもどんなまちをイメージしていただくのか、いろいろな方と少し夢のある部分も含めて議論を重ねながら、条例制定に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、エフエムなよろ風連中継所の設置についてお尋ねをいただきました。議員からもありましたように、平成18年3月27日の新名寄市の誕生と時を同じくして名寄と風連をエリアにしたコ

ミュニティー放送局エフエムなよろが開局いたしました。コミュニティFM放送は、市町村などの一部の区域で地域に密着した情報を提供することを目的に平成4年に制度化された超短波放送で、阪神・淡路大震災を契機に急増いたしました。特に北海道内においては、函館の開局が全国第1号であったことやこの広大な面積のために全国の10分の1に当たるFM放送局が存在をしております。エフエムなよろは、道内で21番目に開局をしたFMコミュニティ放送局で、名寄市のほぼ全域を放送区域とし、防災のため24時間放送で市民参加の地域の番組や地域密着の情報を放送をしております。行政提供情報の放送としては、定時放送として1日3回、名寄市からのお知らせとして広報なよろと名寄新聞、北都新聞の名寄市広報欄に掲載するお知らせ情報を中心に、市関係施設からの月間予定や学校行事など従来の紙媒体による広報では、情報量の制限があってお知らせできなかった分野の情報なども織りまぜながら、FM放送を通じてお知らせをしております。また、臨時放送では、地域情報の発信とは別に災害時の協定を結び、災害発生時における通常放送に優先をした緊急割り込み放送によってFM放送が持つ地域性と速報性を活用した情報提供を行うことができます。

智恵文に設置をしたサテライト局の電波発信状況を申し上げますと、本局では20ワットの出力で、智恵文サテライト局では出力を3ワットに抑えております。智恵文峠において両電波がかぶさって聞こえづらい状況になっておりますが、人家がないために大きな障害とはなっておりません。御質問にありました風連中継局の設置につきましては、設置箇所が地形的に平たんでありまして、智恵文峠のように電波を分断する状況にないことから、エフエムなよろの責任者からも電波の干渉が発生するなど技術的にも困難であるとの見解をいただいております。現状では大変難しいものと考えておりまして、御理解をいただきたいと思います。

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。順次再質問をさせていただきます。

初めに、仮称ではありますが、農地流動化銀行、農地バンクというふうな言い方もしているところもあるようですが、このことについて改めてお尋ねをさせていただきます。今御答弁の中で今後農業委員会等と連携をとりながら、早急に体制を整えていきたいという非常に前向きな御答弁をいただきました。私も先ほど質問の中で申し上げましたとおり、なかなか地域の増進組合のあっせん部会の方が大変御苦勞いただいて、売り主、買い主の方のあっせんに当たっていただいているわけですが、なかなか現実相手先が見つからないという現状が出てきておまして、そのことが一つなのですが、やはり農業に関しては農業委員会がまず農地ですから第一なのですが、それと同時に農業経営に関する部分でありますので、農協の部分が従来農地の移動についてはちょっと後にあったのかなというふうに思うのです。ですから、私も先ほど申し上げましたが、今後体制整備をしていく中ではやはり農協の存在というのが欠かせないというふうに思うのです。農協がやっぱりいろんな多くの情報を持っておりますので、農協と連携をすることによって、さらに農地の移動がスムーズになることが期待できますので、そのあたりの農協との連携についてのお考えありましたら、お答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今新名寄市といいましょうか、農業委員会のほうでやられているあっせんの実態については十分に承知はしていませんけれども、旧風連の部分で限ってお話しさせていただきますと、今議員お話ありましたように農協との部分が事場面、次第によっては農協に声をかけたり、お話を伺ったりというようなこと

がございました。しかし、基本的には農業委員会が入って利用改善組合、各委員さん方のお世話をいただきながら進めてきたという実態にあります。しかし、今お話しいたしましたように農地が大変憂慮されておりますので、そんなことも含めあわせて今後農協の分も含めた形の中で農業委員会とも十分協議させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） ぜひそういう方向で進んでいただきたいというふうに思います。

あと、先ほど閲覧する場所です。端末、IT化するのであれば端末になるのですが、一覧性を高める意味ではぜひデータベース化して、閲覧を非常に簡易にするということはよろしいかと思えますし、これは個人の財産に係る部分ですので、御本人の同意はいただくことは当然なのですが、やはり農協と情報を共有するという意味で、農協と、それから行政サイド両方に端末を持つべきだというふうにも思うわけですが、非常に具体的な話になるのですが、そのあたりについてのお考えがありましたら、お答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話しさせてもらいましたように、農業委員会のほうに具体的に会長含めて皆さん方にお話をまだしておりません。したがって、今後今議員おっしゃったようなことも含めてまずお話をし、どういうふうなことが一番望ましいのか、個人の情報ということもあるものですから、そんなことも含めて前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） この件に関しては最後の質問になりますが、今部長のほうから前向きに検討したいという御答弁をいただいたわけですが、これから農業委員会のほうにお話をされるといことなのですが、このデータベース化といい

ますか、農地バンクといいますか、そういったものが設置される、前向きに検討したいということですので、いつぐらいまでというめどがありましたら、お答えを願いたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今先ほどお話しさせていただきましたように、既存の部分の中ではてしがわ土地改良区がベースとなる仕組みを持っております。それをいろんな意味で活用させていただいております。そこの部分の中につなげるのかどうなのか含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 一刻も早い取り組みを期待申し上げます。

それから、次の2番目のふるさと納税に対応する寄附条例の制定に関して改めて再質問させていただきますが、これは代表質問の中でも出てきておりますので、同じような御答弁をいただいております。市のほうとしても非常に前向きにとらえているということで期待をしているわけですが、制定の時期をいつほどにとらえているか、スケジュール的なものがありましたら、お答えを願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） できましたら、次年度からスタートできるようなことを想定をしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） ことし1年検討してということかと思いますが、御答弁にもあったとおりこの条例というのは非常に市民にとっても胸躍る部分があると思うのです。わくわくする部分があると思うのです。というのは、我がまちの宝物を探し出していくわけですから、よく言われるようにあなたのまちの魅力が3つあるとすれば3つ挙げてくださいますと言ったら、すぐ挙がるかどう

かというようなことはよくいろんな場面で出てくるのですが、名寄市の場合は本当にたくさんの魅力、宝物がありまして、サンピラーもありますし、モチ米もありますし、アスパラもあるし、大学もあるし、天文台もあるしということで、カーリングもあるしということで、どれをではピックアップして寄附条例にのっけようかということが非常に楽しい議論になる1年かなというふうに思います。

そこで、御提案なのですが、その中にぜひそんなことで市民がこぞって参加をして、対外的にアピールしていく条例だというふうに思いますので、市民の方とともに条例の制定を進めていくというふうなお考えがあれば御提案願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 名寄市の魅力ということにつきましては、地域で住まいをする市民の感覚としての魅力と、また名寄市に生まれ育って他の地に行かれた方が外から見た名寄の魅力ということも当然あると思いますので、そうしたことを全体的に相談できる機会を設けて、ぜひ相談をしたいと考えておりますし、先ほど私次年度と申し上げたのは21年4月ということでございますので、誤解のなきようひとつお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 誤解はしておりませんので、新年度というのは、まだ旧年度というか、私の言い方が誤解を招いたのかなというふうに思いますが、明けて4月以降から見た場合の新年度ということで理解をしておりますので、鋭意取り組んでいただきたいというふうに思います。ぜひ新しい総合計画の中でも協働のまちづくりを一番に挙げているわけですから、市民の皆さんと新しい名寄市の寄附条例つくる会と市民の会みたいなものを立ち上げて、そこでけんけんがくがく1年間かけてやると。市民の皆さんと条例をつく

って、そしてどうですかというような形をぜひつくっていただきたいというふうに御提案を申し上げますので、鋭意御検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、地域ラジオ局 Air てっしの放送エリア外の問題なのですが、今技術的な問題があるということでお答えをいただいて、なかなか実現が難しいということかなというふうに受けとめさせていただきましたが、今現在風連地区で放送エリア外となっている戸数を何戸というふうにとらえているかお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 大変申しわけありませんが、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、承知をしておりません。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 多分そうだろうなと思ってお聞きをした次第なのですが、失礼ではないと思うのですが、これは19年の風連地区の戸数なのですが、1,848戸、それからエリア外とされている地区が2区、3区、4区、それから西風連、それから11区、12区、13区、15区です。それを合わせて約384戸になります。これは、パーセントでいうと風連地区の全戸数の21%になるわけです。名寄市全体から見ると1万4,600戸ということのようですから、2.6%になるわけで、智恵文地区は200戸で、これは名寄地区全体からいいますと1.4%だったのです。今現在1万4,600世帯のうち1万3,200世帯、約90.4%が聴取可能ということになっておりますが、この風連の1,848戸のうち21%に当たる戸数が放送エリア外にあることについて改めて御認識をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 議員御指摘のとおり、防災対策も含めた安全、安心のまちづくりから考えますと、その必要性を十分認識しておりますけれども、ただ技術的な問題と申しますか、地域

のFM局が出力の全体的な規制がかかっているということもございますし、また地形面等から今の技術では相当困難性があるということでもありますので、もちろん財政面がないわけではありませんけれども、その前の環境整備としてかなり厳しいということもございますので、今後規制緩和がどのくらい進むのか、あるいは技術革新がどのくらい進むのかというのはまた別の問題としてありますけれども、ぜひ必要性は十分認識しておりますので、継続して検討してまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今防災のお話も出ましたが、この防災計画の中にも地域ラジオのことについては書かれてあります。1つには、先ほど申し上げましたが、この中の30ページに確実に情報伝達できるような必要な体制の整備を図ると。それから、次にはやはり市町村防災無線等の無線系、戸別受信機を含む、の整備を図るとともに、有線系へや携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるということになっております。先ほど申し上げましたとおり、風連地区の21%、約400戸にも迫る世帯が放送エリア外にあるということをもっとしっかりと認識をしていただかなければいけないのが1つと技術的に難しいというのはわかります。ハウリングが起きる、干渉が起きるといようなお話も伺っておりますが、そこでとまっていたのでは、それから技術革新にまつだけでは余りにもちょっと心もとないなというふうに思うわけです。確かに智恵文地区とは条件が違いますので、困難なことはわかるのですが、ただ、今いろんな取り組み部長のほうからもお話いただきましたが、1つはやっぱり特区的な対応です。78.8でハウリングが起きるのであれば周波数は変えられないのかとか、出力については全く問題がないというふうに私は認識しておりますので、それはクリアできると。では、ハウリングできる部分を安定、放送、電波

の方向を多少調整するとか、あるいは情報特区的な取り組みで周波数を2つとるとか、そういったことの検討はされましたか。いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） もともと本局のほうの出力の規制というのは、それ以上大きくするとまた新たな電波障害を起こす危険性があるということでの法の規制だと考えておまして、ここの部分についてはなかなか規制緩和は難しいのかなと考えております。それから、現行で相談をさせていただいている段階での技術的に極めて困難ということですので、ほかの解消手段が場合によってはとれるのかどうか、あるいは技術的に現行の手段であってもいろいろ組み合わせをすると何とか解消ができるのか、これらにつきましてもぜひ検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今御答弁の中でほかの手段も含めてというふうなお話があったのですが、そうなのです。ほかの手段もいろいろ考えられるというふうに思います。1つは、戸別にアンテナを上げるということによってかなりこのことは難聴地域の解消には役立つのかなと。テレビアンテナのような形状になるのかなと思いますが、そういったことも一つになろうかと思っております。

それから、出力については本局と申しますか、名寄の本体については20ワット、それから智恵文については3ワットということなのですが、プラスの部分があって、これは問題ないというふうに私は認識をしておりますので、これは先ほど戸別の防災無線の予定もここには書き込まれているわけですが、これよりははるかに安価で確実に情報をとれるというような手段にもなろうかと思っておりますので、そのこともあわせて検討していくべきだというふうに思います。

A i r てっしのコマーシャルをするわけでありませんが、去年19年において留萌海上保安庁の

ほうから海難防止に大いに貢献したということで表彰状がA i r てっしのほうに届いているということで、これは日ごろの放送を通して海難防止を呼びかけた結果、昨年度の留萌海岸における海難事故が非常に少なくなったということなのです。同じようなことが日常的に名寄市内について雨が降って、風が吹いて、雪が降ってという中で、そういった防災情報を流すことによって免れる災害も出てくるということでもありますので、ほかのエリア外の所管の官庁からも表彰状をいただいているぐらいの効力のある、働きのある、実績のある地域FMラジオ局でありますので、もっともっと技術的な壁をクリアするには、技術的な壁があってもクリアできないからだめだということではそこでとまってしまうわけですから、ではどういふふうクリアしようかという部分に進んでいかないと新しい展開は出てこないわけです。釈迦に説法で大変心苦しくは思っていますけれども、やはり一步前に出ていただかないとこの21%の放送エリア外は埋まらないのです。今度4月に道の駅がオープンします。その中にサテライトのブースもありまして、そこからやっぱり電波が出ると。肝心かなめのあの部分がもう既に難聴の地域に入りつつあるのです。これは、ちょっとこっけいな話といえばこっけいな話にもなってしまうわけですから、そのあたり道の駅から電波放送がすることについて、こういった問題が潜在しているということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 道の駅の関係と、それから防災の関係含めまして少し答弁をさせていただきます。

先般道の駅サミットをやりまして、その中でもうお聞きだと思っておりますけれども、FMのブースを設置すると。しかし、FMの情報発進力にも限りがあります、地域、行政区域内限定型でありますから。それでは、道の駅サミットをやって、上川管内40号のルートをどうつなぐかという議論に

なっていますけれども、今これは超法規的にもやるわけにもいきませんし、その辺ではお互い知恵を出し合って、電波を管理をしている総務省との関係、これありでありますから、そののとろと各地域における電波のリレーをどうするかというようなことにつながってくるのではないかと、いうふうに思っております。佐藤議員おっしゃるようにこれでだめだからあきらめたということではなくて、これは各单位市町村との連携も必要になってきますけれども、いろんな方法を考えて、道の駅から発信する情報が少なくとも国道40号全体の中における防災など、あるいはコミュニケーションの役に立てば幸いかなというふうに思っていますので、このところは少しこれからの研究課題になるなと思っています。

それから、私が車の中でずっと聞いておりました、やや土別の入り口までは国道沿いはいいなと、こういう感じを持っておりました。まだ山合いには入って聞いておりませんが、これはエフエムなよろさんがかなり各地域全体にわたってどのくらいの障害があるかどうか調査をしているというふうに聞いておりますから、そこの突き合わせが必要でないかというふうに思っています。ただ、道の駅のあたりが難聴地域だということは私今初めてお聞きしました。私の感じでは、あの地域は難聴地域でないのだというふうに思っておりましたので、その課題は持っておりませんでした。その課題については、せっかくFMのブースをつくるわけにありますから、エフエムなよろさんとの協議をさせていただけたらというふうに思っているところであります。

また、防災の関係でありますけれども、FMは残念ながらラジオでございまして、好みによって聞く人も聞かない人もいます。ただ、防災があったときにこのFMを通じて流しますよということになりますと、これは災害があったときには関心を持っていただけるかなというふうに思っておりますけれども、FMがあろうがなかろうが、やは

り適切な情報の伝達手段というのは持たなければならぬと思っております。防災無線にまで至りませんが、従来までも災害があった場合にはこういう伝達方法をしようという方法は実はあるわけあります。例えば町内会組織を通じる。主にそこですけれども、そういった方法は持っている。さらに、防災計画に書き込まれていますのは、やっぱりFMを使って、情報を使ってやっていこうということになっておりますので、情報はできるだけ細かく伝えられればそれにこしたことはないから、ぜひ先ほど来総務部長が答弁したようにいろんな方法もまた研究を進めていくべきというふうに思っております。くどくなりましたけれども、道の駅そのものが、あの場所が難聴地帯だという認識がございましたので、ぜひその辺についてはFMさんとの協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） これはエリア図なのですが、ちょうど今私が言ったのは道の駅がということではなくて、道の駅のあのエリアがという意味で広くとらえておりますので、誤解のないようお願いしたいのですが、ここが風連市街の入り口になるわけですから、ちょうどこのラインがかかっております。ですから、境界線になろうかというふうに思います。そんなことで、いずれにしても市民ひとしく放送文化に接したいという希望もあることですし、それから市民の安心、安全の部分からいってもエリア拡大はやはり市の緊急の課題として取り上げていかなければいけないというふうに考えているわけですが、智恵文地区のアンテナについては800万円ほどの予算がかかっているわけですが、予算措置も含めて早急にこれについても検討課題として机上に上げるべきだというふうに思いますが、最後にこのことについて具体的な今後の考え方を御答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問をいただいて

おります風連地区の解消につきましては、智恵文地区では800万円ないし1,000万円で解消できましたけれども、技術的に現状で困難ということですので、この金額でということではなかなか金額として予算をつけて解消できるということに現時点ではなっておりませんので、どう方法がとれるのか、ぜひちょっと時間はかかるかもしれませんが、検討させていただいて、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） この問題については、これからもその都度どういう状況かについてお尋ねをしておきたいというふうに考えております。

最後になりますが、道の駅の外壁のことについてお答えをいただきました。初めに、副市長にお尋ねしたいのですが、どちらの副市長にお尋ねしたらいいのか私判断できませんが、この外壁の変更したことについての事務分掌といいますか、所管についてはどちら、建設なのでしょう、経済なのでしょう。私は、建設かなというふうに思っているのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 色を選定する段階で、それぞれ集まって検討会を開きました。それで、壁はどういう色にしようと、そういった検討を重ねていったわけでございますが、上の部分がイメージ図では茶色っぽいイメージ図が載っていたというようなことで、調べてみますとその部分で耐火性の焼きつけの塗装をしているところは2社しかないということが判明しまして、イメージ図の色と変わったという部分でございますが、壁の色については指定管理を受けております特産館の社長さんも入っていただきながら、将来のこともありますから、壁の色は決めさせていただいたという経過になっておりますし、また今手問本部長のほうからお話あったとおり、上のパラペットの部分でそういった事情で変更になっていたということでございますが、これについてはちょっと私た

ちも心配したわけでございますけれども、それを色を新たにつくって焼きつけをしているのでは工事には間に合わないというようなことも含めてあったわけでございますし、またせっかく焼きつけで塗装しているものをペンキを後から塗るということもこれいかなものかということで、そのまま進まさせていただいたということでございますが、イメージ図は色はどんな色でも載るわけでございまして、それが目についているものですから、ちょっと感じとしては違うイメージが与えられたのかなと、このような思いをしております。また、今冬場でございますから、白っぽい色になっておりますけれども、これがグリーンになると非常に映えるのではないかという意見もございまして、色彩的な感覚も含めて考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 建設部なのか経済部なのかよくわからない。結局わからないで、今また再質問に立ったわけですがけれども、今年の7月2日に第3回の臨時会が開かれて、工事請負契約の締結についてということで議決がなされております。そのときの外観パース、これ説明資料いただいております。外観パースということでこのように出ているのですが、これは鳥のような目から見た部分です。茶色になっています。それから、これは水平面で見たと外観パース、これも茶色です。さらには、いろんな形で一貫して茶色、これは道の駅もち米の里☆なよろということで非常に大きな形で出てきております。これもごらんいただいとおり茶色です。でき上がったものは、私先日写真を写しました。小さいので、ちょっとごらんになりにくいかなと思っておりますけれども、これは今御答弁いただいたとおり若干見た印象が違うというレベルの違いではなくて、この外観パースとでき上がったものはとてもとても同じ建物というふうには私は思えません。やはり茶系、ブラウンというのは大地の色でもありますし、非常に重量感

もありますし、落ちつきもあると。土の色でもあるということなのですが、反してこちらは無機質な、夏になれば見ばえするというようなお話なのですが、それはいろんな見解の相違はあろうかと思いますが、私はなかなかそういう考えはできません。これが今お話の中では間に合わないということなのですが、ではこれ7月2日に2億2,260万円で落ちているのですけれども、当局としてどういうふうな見積もりを持っていたのかなというふうになるのです。当然この部分にはこの部材を、建材をとということで、そこも積算の結果盛っていたと思うのです、この締結に当たっては。そのあたりいかがでしょうか。あくまでもそうではないというふうな見解しか出てこないのか、いかがですか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 設計の段階での積算についてのお尋ねだったというふうには受けとめさせてもらいましたが、当初につきましては全体面積で張る部分の面積は360平方メートルでございます、単価当たり1万8,000円ということで積算をさせていただいております。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 要するにいつの時点で茶系からこのシルバーに変わったのか。そういった連絡、私も以前前回のガスの配管問題で総務部長とお話しさせていただいて、議論させていただいた経過の中では、報連相、報告、連絡、相談という形を今後総務部長の御答弁でも強めていくというようなお話があったのですが、私は大きな設計変更だと思うのですが、こういったものがどういうふうに伝えられていったのか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今いつの時点で従来のパーツから白っぽいといいましょうか、ふう

に変わったのかというお尋ねだったと思いますけれども、その部分につきましては先ほどお話しさせていただきましたように10月の下旬に建物全体が建ち上がってくるだろうということで、さて色を決めなければならないというようなことでございまして、10月中旬から現地のほうにたびたび関係者と足を運んで、こういった色合いでどうだろうかというようなことで、パネル見本も出して具体的に検討させていただいたのが10月中旬以降でございます。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 10月中旬以降に変更を決定したということなのですが、これは議会のほうに伝えられたのはいつですか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 改めて議会のほうに、所管の委員会といたしまししょうか、そちらのほうにはお話ししたというふうには受けとめておりません。パーツにつきましては、こういったイメージでと。外観図、想定図で今取り組んでおりますということで、早い段階では記憶ちょっとはつきりはしませんけれども、お話しはしてもらいましたけれども、具体的に議員おっしゃいますようにこういった材に変わりましたというふうな受けとめはしておりませんから、それについては議会のほうに特にお話をもち込んで御相談したということではございません。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 変わらないからというふうなお話だったのですが、これはだれが見たって本当にコンセプトという言葉を使うまでもなくて、大きな設計変更だと思うのです。これが10月中に変更を決定した、せざるを得なかったという経過のようですが、それは正式には議会のほうにも伝わっていないと。だれしもですから直近まで、2月29日工事完了するまであの色が仕上がり色だというふうには思っていませんでした。あれを見ながら、これは下地で多分上に何か張る

のだろうとか、何か塗るのだろうとか、そんなふう
に思っていた。仕上がりは当然茶系になる、ブ
ラウンになるのだと、ワインカラーになるのだと
いうふうな認識だったと思うのです。それが外観
の大方を占めています。これ本当に私も何枚かこ
ういった小さい写真も、横から写した写真も撮り
ましたが、ひさしが長いですから、奥の下の部分
のれんがブロックの部分ほとんど見えないのです、
暗くしか。見えるのは、やはりこのシルバーの部
分なのです。これが大きな変更でないという認識
ですね。これは、私が声高に言うまでもなく、こ
の施設は市民のものであり、私たちのものなの
です。市のものでなければ、だれのものでもない
と。そういった公共の大切なこれから本当に使っ
ていかなければならない施設を市の判断で大きな
変更ではないということで変えられていくという
ことについて、時間になりましたが、市長、どの
ような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 建物そのものに設計の
変更が生じているとかということではないと、こ
のように私も受けとめております。問題は、耐火
の建材について、いわゆる既製品で色が限られて
いると。たまたま壁に使っているれんが色の製品
がないと、こういう現状の中で関係者が集まって
協議をした結果、今のシルバーのような感じの色
が最適と、こういう合意が関係者の中であったと。
私は、今までも市民の皆さんに何色でございませ
んというふうに説明をしてきたわけではありません。
議会では、もちろん契約時にイメージとして持っ
ていただいたのは事実でありますから、この色が
どうしても市民の皆さんも含めてマッチしないと、
こういうことであればこの上に塗装なりなんなり
ということがあるのかもしれませんが。しかし、私
も経験持っておりますけれども、焼きつけの上に
さらにペンキ等の塗装をしてもどうしても耐久力
が少ないと。そういうふうに思っております、こ
このところは本当に最後は市民の共有財産の好

みの問題と、こんなふうにとめてあります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の
質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

風連地区の自治組織移行について外2件を、山
口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をい
ただきましたので、通告順に従いまして、質問を
させていただきます。

まず初めに、風連地区の住民自治組織移行につ
いてお伺いをいたします。今風連地区で大きな課
題となっております自治組織への移行につきまし
ては、昨年6月に審議会が設置され、精力的な
審議の中で審議会の素案が示されました。その素
案をもとに各行政区の意見を集約した結果、一部
地域で再考や留保があったとのことですが、昨年
の12月の第4回定例会で同僚の中野議員が一般
質問いたしました風連地区住民自治組織移行につ
いてのその後の進捗状況についてお聞かせを願
いたいと思います。

また、それぞれの地域に設置されておりますコ
ミュニティー施設の管理や公民館分館活動の今後
についても地域住民にとりまして大変不安となっ
ており、行政としての一つの方向性を明確に示す
べきと考えますが、その点についてもお聞かせを
いただきたいと思います。

次に、広域医療の将来像についてお尋ねをいた
します。この質問につきましては、さきに黒井議
員を初めといたしまして何名かの方から質問があ
り、重複する部分もありますが、よろしく御答弁
のほうお願いをいたします。さきに道から示され
ました広域化連携構想は、財政赤字、医師不足に
苦しむ道内の市町村立の病院が共倒れにならない

よう機能分担と連携を促すための地域への提案とのことですが、道が示します構想について上川北部地域保健医療福祉推進協議会として、また名寄市としての方向性はどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、さきの士別市議会におきまして議論され、新聞にも大きく報道されました名寄市立総合病院と士別市立病院との経営統合について、その後の経過と現段階での状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、地域医療を維持する財政措置についてお伺いをいたします。現在自治体病院の7割が赤字と言われている中で、名寄市立病院の経営については市民も大変心配をしているところですが、地方交付税など一般会計からの繰入金金の状況についてお知らせをいただきたいと思います。また、総務省から出されました公立病院等改革ガイドラインにおける財政計画についてもお知らせを願いたいと思います。

大項目3点目になりますが、食の安全、安心についてお尋ねをいたします。最近中国で製造し、日本に輸入された食品の一部に有害物質が含まれていた事件が発生し、大きな社会問題となっておりますが、名寄市においても食事を提供している施設として学校給食はもちろん病院、老人福祉施設などすぐに思い出される施設のほかにどのような施設があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、そこで使用されている食材の中で、中国から輸入している食材をどの程度使用しているのか、その実態についてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知識員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 山口議員より3点にわたっての質問がありました。1点目については私のほうから、2点目については病院事務部長のほ

うから、3点目については経済部長より答弁となりますので、よろしくお願いたしたいと思いません。

1点目の風連地域の住民自治組織移行の状況についてのお答えですが、住民自治組織移行審議会の素案については、議員承知のとおり新組織の名称、それから移行の年月日については素案のとおり理解をさせていただきました。住民が一番関心のある地域の再編については、一部の行政区の中で再考やもう少し時間をかけて論議をしたい旨保留があったところでございます。審議会では、その対応について協議した結果、12月から1月にかけて各行政区、町内会の総会が開催されておりますので、住民自治組織の移行についての報告についてはその総会を経て報告をしていただきたところでございます。そのときの住民の意見を踏まえ、4月に行政区区長会議、また保留の行政区の結論等を踏まえて今後の調整を行うことになっております。現在再考の地域の調整を行っているところでございます。最終的には、10月をめどに審議会の答申をいただくことになっております。審議の状況を見守っていきたいというふうを考えておりますし、十分話をしていきたいと、このように思っているところでございます。

次に、風連地区のコミュニティー施設の管理についてお答え申し上げます。風連地区のコミュニティー施設の管理については、合併協定では地域による自主管理を基本とし、地域組織の協議を進め、協議が調った施設から地域への管理を移行していきたいという考え方をしているところでございます。これに基づいて地域の協議を進めたいと考えております。しかし、現在風連地域では先ほど答弁したように住民自治組織への移行について地域の協議が最中でございます。並行して協議するには難しい問題があるのかなというような判断をしておりまして、新しい組織が固まった段階で協議を進めていくことといたしたいと思っております。御理解願いたいと思いません。御承知のように

地域の自主管理になることは住民負担が伴うことから、名寄地区施設にされております類似施設の3カ所の公共施設の管理実態や施設規模の相違、施設区域の利用戸数の多寡、風連地区の4行政区が自主管理している会館がございます。これらの住民負担なども考慮しながら、公平かつ適正な地域住民による管理を目指し、協議を進めてまいりたいと考えております。

また、この移行に当たっての中で多く出されておりました問題が、公民館活動のあり方が問われたわけでございますが、これらについてもそれぞれの地域、地域で分館活動が進められておまして、これらを踏まえながら、分館制度でなく本館を一つにししながら、そして統一性を図り、一つの本館として進む方向性を見出していききたいと、このように考えております。これについても地域の区域割がはっきりしない段階では進めることは困難だというふうに考えておまして、これらについても地域がまとまり次第十分話し合いをしながら、管理のあり方等についても検討していきたいと思っておりますし、また風連においては分館長、それから主事会議などがあります。それと、さらには公民館運営協議会がありますので、その中にも話題を提供しながら、今後の合併に当たっての公民館活動のあり方について十分協議してまいりたいというふうに考えておりますので、しばらく区域割がはっきりすることを前提にしながら、その段階から進めてまいりたいという考え方をしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 広域医療の将来像についてお尋ねがございました。まず初めに、上川北部地推協による自治体病院等の広域化連携構想の方向性についてのお尋ねでございますが、さきの代表質問での黒井議員、高見議員から、また一般質問でも川村幸栄議員から御質問があり、それぞれお答えをさせていただいたところでございます。道内の自治体病院は、それぞれ

の地域におきまして住民の健康を守り、安心、安全な生活を支える使命を果たし、地域社会のかなめとしてその存立そのものにも貢献してきています。近年国の社会保障予算全体が抑制基調にあることや地域での人口減や医師不足、看護師不足という状況から、小規模な市町村が独力で病院を維持し、自己完結型の医療サービスを提供することは難しくなっており、広域連携は避けられない方向だと考えております。協議会におきましても総論では賛成であります。個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議につきましてもいましばらく時間を要すると考えてございます。

次に、士別市立病院との経営統合の経過についてでございますが、さきの質問でもお答えをさせていただいてございますが、昨年の秋に士別市立病院長から要請があり、地域で支える方策があるのかを意見交換を行いました。その後士別、名寄の両自治体病院の今後のあり方等を検討する作業部会によりまして、主に名寄市立病院を急性期病院とし、士別市立は外来機能を維持しながら慢性期病床へ転換した場合等、幾つかのシミュレーションを行いましたけれども、いずれのパターンでもよい結果は出ませんでした。現段階での経営統合は断念せざるを得ないという結論に至ったところでございます。

3点目の地域医療を維持する財政措置についてでございます。病院事業運営の大部分は医業収益であります。そのほか一般会計を通しまして国からの地方交付税がございます。平成18年度につきましても、地方交付税のルール分は普通交付税と特別交付税合わせまして5億6,984万9,000円となっております。その内訳でございますが、普通交付税では病床割2億2,738万5,000円、病院事業債元利償還金2億6,96万1,000円、合わせて4億3,434万6,000円であります。また、特別交付税は精神科運営費7,342万5,0

00円、救急病院3,076万円、追加費用負担に関する経費1,694万8,000円、小児科運営費1,437万円、合わせまして1億3,550万3,000円となっております。

次に、ガイドラインでございますが、平成20年度中にすべての公立病院が作成しなければならず、その中には経営効率化に係る目標数値、経常収支比率、医業収支比率、職員給与費対医業収益比率、材料費対医業収益比率、病床利用率等の数値を設定することが義務づけられてございます。また、目標を達成するために必要な病院自体の努力と一般会計からの繰り出し等についても掲げられてございますことから、今後につきましては本庁と十分協議を重ね、プランを作成していきたいと存じております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目3つ目の食の安全、安心についてのうち、市が管理をしている食事提供施設、それから2番目の海外からの輸入食材について一括してお答えをさせていただきます。

食することは生きることの基本ではございまして、日常生活の中で安全、安心な食品を食べることで私たちの心身の健康が保たれます。現在私たちは豊かな食生活をしておりますけれども、BSEの発生や食品の消費期限、賞味期限、産地の偽装問題、そして今中国産冷凍ギョーザ等の薬物混入問題と食品関連のさまざまな不祥事は日本の食料自給率39%という先進国最低の結果をもたらした極めて深刻な問題と認識をしております、改めて食の安全、安心を確保することを願うものでございます。お尋ねの当市におきますところの食事の提供施設でございますけれども、学校給食センターや市立総合病院を初めといたしまして、東病院、清峰園、しらかばハイツ、ケアハウス、なよろ温泉サンピラー、望湖台センターハウス、市立保育所等々がございます。これらの名寄市の

施設は、基本的に地場産にこだわって食材を仕入れしており、地場産がなければ北海道産、国内産にこだわって納入業者に食材を発注しているところでございます。農林水産省公表の日本の食料自給率、平成17年度でございましてけれども、それではカロリーベースで40%、18年度では39%、畜産にかかわる飼料自給率に至っては25%を輸入に頼っている実態にございますけれども、当市の各施設では安全、安心、新鮮には気を配っております、特に学校給食センターではコスト高の問題もありますけれども、できるだけ地場産を使用し、全体の使用率が60.2%と高く、さらに使用率を高めるよう努力しているところでございます。

中国産冷凍ギョーザに伴う薬物中毒事件につきましては、日本じゅうが大問題となり、まことに憂慮すべき事態と考えているところでございます。また、原因究明中ではありますけれども、当市の施設におきましては中国産冷凍加工食品を使用していない旨確認したところでございます。当市は、今年度食育推進計画を策定したところでございまして、食育の推進に当たりましては地産地消の推進と車の両輪で推進することとしており、市の施設についてもできるだけ地場産を使用し、食の安全、安心に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変どうもありがとうございます。順次何点かの再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、自治組織移行についての部分なのですが、コミセンの管理について答弁いただいたわけですが、新組織が発足後地域と協議に入るといふふうに言われていたけれども、地域住民が今一番心配しているということは、住民にどの程度の負担がかかるのかという部分だ

と思うのです。現在の管理費がそのまま住民負担になるのではないかという、その不安はかなり住民は持っていると思います。私が住んでおります瑞生のコミセン、コミュニティセンターの維持管理費なのですけれども、18年度の決算では年間182万円かかっております。これを全額地域住民に負担をするということになりますと、非常に重たい負担となってくるわけなのですけれども、答弁ですと施設規模ですとか地域自治を考慮したいというふうに言うておりますけれども、自主管理の基本的な考え方を早目に示すべきではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 先ほど述べましたように、風連でもコミュニティセンター的な役割を持っている部分で行政区が設置し、管理している部分が4つございます。これは、行政区のみで管理をしているという部分があるわけでございます。それと、地域には地域のコミュニティセンターということでありますから、これらが同じような形で管理がされるようなことになるのかと思います。それらの振り分けも含めてどんな形にしていくのかと。それと、それでは2つになるのかというような話になってくるのかと思います。それで、地域がある程度地域割が固まった段階から入っていかないと、今何人の組織で何ぼだから何ぼよという、今現在行政区が独自でやっている分についてはそれなりの実績もありますし、最初からそういう予定の中で区で建設していたと思いますが、コミュニティセンターの場合には瑞生地区、これ3区、4区、5区といった部分で今現在も使われておりますし、そのほか区の会館はないのですが、行政班でそれぞれ打ち合わせ等をする段階のそういう集会所があるわけございまして、それらも含めた総合的な判断の中でしていかなければいけないのかなと。それによっては、その地域の人数というか、戸数によってどの程度の負担になっていくのか、そういったものを比べながら、そして

さらにはまた名寄の保有施設ございますから、そういうところはどの程度的人员が使われて、どのぐらいになっているのかというものを打ち出してつくっていかなければ、ちょっとバランスが崩れてしまうのかなと、このような思いをしておりますので、まず最初に地域の自治区を固めてまいりたいと。その上でそれらの話を進めてまいりたいと、このような考えをしておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 地域の意向を尊重しながら進めるという部分だろうとは思っておりますけれども、先ほどの答弁の中にも協議が調った施設から順次進めていきたいというような言い方をされるのですけれども、かえて早い、遅いが出てくると思うのです。ですから、ある程度全体的に調った、早い部分と遅い部分ができるということは公平性にその部分で欠けるかなというふうに思うのですけれども、その辺どのようにお考えになっているかお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 調った部分から進めてまいりたいという部分は、これ合併協議の中でうたっている部分でございまして、今考えているのは協議が調べば全部の施設が一緒に発車できればいいかと、このような思いをしているところでございまして、合併協議の中ではこういう表現の仕方になっておったものですから、そういう書き方をさせていただきました。本当は、先ほど言ったとおり風連地区が一遍にその方向に移行させていただければ一番ありがたいかと、このような考え方をしております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） なかなか先ほどの6月からの話し合いがされているわけですが、今までの組織という部分へのこだわりと申しますか、そういう部分がやはり残っているのかなというふうに思います。限界集落の話もありますよう

に、かなり地域的には高齢化が進んでおりますし、どちらかという若い人よりは高齢の方のほうが今までの地域にこだわっている方が多いのかなというふうにも思いますけれども、その辺のところは行政としてやはり将来的には厳しい時代になるのだよという部分をもっと表に出してもいいのかなというふうに思いますので、その辺のところ行政の指導の発揮のしどころではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、病院のことについてお伺いをしたいと思いますけれども、私も新聞の記事を見ましてかなりびっくりしたわけなのですけれども、道内的にも広域の病院の合併という部分は今までもないというふうに聞いているわけなのですけれども、名寄市の場合はセンター病院ということで、久保田先生からいいますと、言い回しからいいますと北北海道地域のセンター病院というふうに言われるかと思うのですけれども、なかなか難しい部分はあろうかと思うのですけれども、先ほどの答弁からいいますと総論としては賛成だと。そして、将来的には連携は避けられないのだろうというようなお答えがあったわけなのですけれども、ただまだ地域としてのセンター病院としての現在の名寄市の状況からいいまして、名寄市的にはかなり難しい部分はあろうかと思うのですけれども、センター病院としての立場から将来的にどうあるべきかという部分は、今副市長いかがでしょうか。その辺のところの名寄の立場というのを率直なところをお聞かせいただければなというふうに思うわけなのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 士別市立病院との経営統合の関係につきまして、先ほど内海部長のほうから答弁をさせていただきました。確かに昨年11月段階で、現段階では統合は断念せざるを得ないと、こういうような結論に両病院ともなったわけですが、それだけでいいのかということにな

りまして、実は副市長という立場で2度ほど会談をいたしました。その段階では、やはり協議はこれから続けるけれども、ぜひ士別市としての計画もしっかり持ってもらいたい。このことから協議を進めていかなければなかなか大変だろうという考え方も私のほうから、非公式でありますけれども、示させていただきまして、士別市としては現在の病院の再建についてどのように考えていくかということについて、少し時間はかかりますけれども、やっていかなければならないだろうというふうに感じます。

センター病院、当然私どもの病院は上川北部プラス宗谷、南宗谷の部分も含めましてセンター病院の立場も持っておりますから、センター病院としての役割は何なのかということもはっきりこれは出していかなければならない。今までも地域医療の支援室をつくって10年以上、特に南宗谷の関係の支援をずっとしてきたわけでありまして、それ以外に医療変化がずっと出てきておりますから、例えば救急の患者を受け入れられない医療施設が出てくると。それではどうするかというと、やっぱりセンター病院になるということなわけでありまして、そういった協議を個別に実は続けてまいりました。先般の質問に部長からお答えさせていただきましては、そういうものをトータルでまとめて、センター病院としてはどの分野のどのような役割を担うのだろうか。例えばこの地区の救急は受け入れる、この地区の救急はまずは地元の病院でやっていただきたい、こういったものもセンター病院と、それから各地区の医療機関とで協議をしていくという場が必要だろうと、このようになっておりまして、それは新年度から衣がえをいたしますけれども、推進協議会の中に幹事会をつくって、しっかりと各病院の事情も踏まえてやっていくということでもありますから、いずれにいたしましてもセンター病院といたしましては和寒から南宗谷まで含めた考え方を持っていきたい。さらにまた、西興部も含めてなのですけ

れども、考え方を持っていきたいというふうに思っています。また、土別との関係は、先ほどお話ししましたけれども、一定の時間は必要なものの、これからも話し合いを続けていくということについてはこれからもそういう立場をずっと持っていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 病院といますのは、本当に住民にとりましてしっかりした形であるということがどれほど幸せなことなのかなというふうに思います。土別市の市民の方もこういう状況になりますとなかなか心配な部分もあるかなというふうに思いますし、名寄市の市立病院のセンター病院としての役割というのもますます本当に重要になってくると思いますので、よろしく協議をされて、いい方向に向かうように期待をしているところでございます。

続きまして、次の3点目の部分ですけれども、食の安全、安心についてですけれども、現在中国産の食材は使っていないというふうに聞かされて、ほっと一安心をしているところでございますけれども、この中で給食センターにおける地場産の使用率が60.2%というふうに御答弁いただいたわけですけれども、これかなり高い数字だというふうに出されたわけですけれども、全道的にどのレベルにこの数字があるのかというのをちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） せんだっての答弁にもお答え申し上げましたが、全国のガイドラインではおおむね35%程度、北海道としての数字は直接は出されてはいないのではないかと私は思うのであります。各市町村ごとにはそれぞれ出しているのですが、全道として平均何%というのは私は把握しておりませんが、全国よりは北海道が高い水準にあると。そういう中で名寄は特に高い水準にあると。私上川管内の学校給食の会長などもさせていただいているのでありますが、上川

管内でもかなり外国産などの利用が多いと。そういうことで二、三年前からいろんな外国産の食品に対する不安が生じてきて、それぞれの学校給食担当がかなり困窮の状態にあるという、そういうことから、管内でも学校給食費を値上げせざるを得ないという、こういう状況に陥っているところがたくさんあるやに聞いております。しかし、名寄は御案内のとおり地場産をたくさん今も利用しておりますので、このことによって急に給食費を上げなければ安全な給食を供給できないということにはならないという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） ありがとうございます。中国産の食材は入っていないということなのですが、ほかに輸入食材という部分ではほかの国から入ってきている部分もあるということなのでしょうか。中国産は現在ないけれども、輸入品はやはり使ってはいるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 輸入食品が全くないということにはならないと。やっぱりそれはそれなりに入ってきているということでございまして、とりわけ中国に限ってのお尋ねでしたけれども、中国産は入っておりませんというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） いずれにいたしましても、食に関する危機感という部分を本当に今回の事件で国民全体が意識したのではないかなというふうに思います。名寄の場合には地産地消ということで、地場産がなければ道内産、道内産がなければ国内産という部分でこだわりながら行っているということで、また安心をしているところでございますけれども、北海道の場合、名寄市の場合には冬場雪が降るということで、なかなか地物の野菜にしても使えない部分があろうかとは思いますが、やはり地物を使ってその地域の野菜を食べることによって食育の部分でも貢献でき

ると思いますし、地元の農業者のためにも、張り合いを持ってそういうものを供給しているのだという部分が生まれてくるのではないかなというふうに思います。今後とも農業のためにもそうですし、子供たち、それからやはり市が提供している施設といいますのは子供たちですとか、それからお年寄りですとか、どちらかという弱い立場の自分では選択できないような形の方の部分が多いかと思っています。そういう部分でやはり市として気を使いながら、今後ともやっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間はかなり早いですがけれども、この辺で終わらせていただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

名寄市の景観形成について外2件を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきますと思います。最後になりましたが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、名寄市の景観形成についてお伺いをいたします。北海道では、平成13年に暮らしに豊かさと潤いをもたらす、魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、北海道美しい景観のくにづくり条例を制定いたしました。また、国は我が国の都市、農村、農山村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観法を制定いたしました。また、市町村の中でも景観に関する条例を制定するなど関心度は高まっているのではないかと思います。私は、景観に関する自治体の取り組みを調べた中で、特に道外

においての多くは自治体が行っていますが、その内容としては古い町並みを保存してまちづくりに生かしていこうという発想が多くあるのではないかと考えております。一方、道内におきましては、札幌市の景観色や千歳市における都市景観ガイドライン、また恵庭市の景観形成基本計画など一定のルールをつくるという取り組みが進められているのではないかと考えております。名寄市では、旧西田邸を改築するなどの取り組みが行われておりますが、名寄らしい景観形成の中から潤いのある豊かな生活環境と地域への愛着や誇りを持つことができるようなまちづくりを考えていく必要があるのではないかと考え、次のような質問をさせていただきます。

市街地では、近年建物の色彩は以前よりカラフルになっているのではないかと考えております。これは、個人の自由だと言ってしまえばそれまでなのかもしれませんが、色彩や看板の設置など一定の統一感を持たせることによってより美しい町並みができるのではないかと思います。考えをお知らせをいただきたいと思います。

また、農村部の景観で、特に風連地区ではシバザクラの植栽や自宅前の看板の取り付け、さらには松岡前学長、ピカイチふるさとを創る会や学生の皆さんらによる巨大絵が描かれており、また智恵文地区でも強い要望から巨大絵が描かれたところであります。このように農村部では、既に景観に対する考え方が進んでいるのではないかと考えますが、どのように評価をされますか、お知らせをいただきたいと思います。

北海道には、歴史的建物が比較的少なく、名寄もその例外ではない中で、旧西田邸が雪あかり館として改築されたことは大変重要なことだと思います。そこで、文化財に指定されるものに対する所有権その他の財産権は十分尊重しなければなりません。価値の保存ということに対してどのような考えをお持ちなのか、お知らせをいただきたいと思います。

風連駅前再開発の計画が進んでおりますが、景観上どのような配慮をお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

私は、以前に町並みや橋梁などの色彩に地域の自然の中にある色を選択してはどうかというふうを考え、この議会の中でも発言をさせていただきました。今まで町並みについて書かれたいろんな本を読ませていただきましたけれども、この中で風土色について書かれた本に出会いました。つまりもともとその自然の中にある色は、その地域になじんでいるという考え方です。例えて考えてみれば、名寄市の鳥はアカゲラでありますけれども、頭とおしりのところにアクセントとして赤い部分があります。これは大変美しく見えるわけですが、これがもし全身が赤でしたら、やはり南国の鳥のイメージになるのではないのでしょうか。多分アカゲラのこの姿というのは、この地域に似合っているのではないのかというふうに思うわけでございます。地域の色彩を考えるとこのような発想を取り入れることが望ましいのではないかと思います。考えをお知らせください。

美しい町並みや景観を形成するのに、庭先の花の植栽運動などは比較的短期間で効果を確認することは可能ですが、町並みの色彩の推奨や看板設置に対する規制などによる効果の確認は20年から30年かかるのではないかと考えております。しかし、今からこのようなことに取り組むことは次世代に貴重な財産を残すことになるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いをいたします。

大きな項目の2つ目です。市内建設業の雇用と活性化についてお伺いをいたしたいと思っております。まず、国、地方ともに厳しい財政状況の中で、国全体を見ても建設予算は右肩下がりで削減をされている状況にあると思っております。名寄市内におきましては、企業は雇用人数の削減や異業種参入の模索など生き残りをかけて努力をしているところでございます。また、約半年間積雪となる名寄市で、

特に土木事業は早期の発注は大変重要で、いつときも早く仕事にかかることができるようにとの声を聞くところでございます。春先は、比較的雨が少なくて工事をする環境としては大変望ましいところではありますが、制度上の課題から仕事量はほとんどありません。一方、秋口になると市内の仕事とともに下請の仕事も入り、比較的仕事量はありますが、天候の関係などから効率的な仕事がやりづらくなるという状況があるのではないかと思います。このようなことの対策から、ゼロ市債という名称で債務負担行為として翌年度分の工事を補正で発注する自治体がございます。このような発注方法を取り入れている自治体を調べてみたら、道内に限らず本州でも実績があるようで、近くでは士別市が以前から取り組んでいるようでございます。このような発注が可能であれば、大きな効果が期待できるのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

次に、平成19年度の住宅リフォーム事業は大ヒットとなりまして、大変多くの市民の皆様にご利用をいただき、経済波及効果も大きく、雇用創出にも貢献したのではないかと考えております。建設業で季節雇用として働く人の多くは、冬の仕事がないことから、失業を余儀なくされる方が多くおられます。これらの事情の中から冬期技能講習制度が続いておりましたが、これにかわり通年雇用促進支援事業が始まりました。しかし、季節雇用の収入にはなかなかつながらないのが現状ではないかと思います。そこで、先日建設業協会からの要望もございましたが、一部冬期間の枠を設けて雇用につなげることは有効な手段だと私は考えますが、市としての考えをお伺いをいたします。

大項目で最後の市民と情報共有についてお伺いをいたします。名寄市は、新名寄市総合計画で島市長の冒頭のあいさつの中で協働のまちづくりを強調されておられます。市民への積極的な情報提供、情報共有は、公共サービス等に対して市民の

参加を求めるに当たり最も重要で必要な条件であると思っております。昨年10月に広報なよろで市民に配布しました広報に関するアンケートの結果を2月号に掲載されましたが、回答数は208通と低調なものでありました。また、若年層や居住年数の短い市民からの回答が少ないなどを踏まえて、今後より市民に読んでもらえる広報づくりに対する考えをお知らせいただきたいと思っております。

市民に正確な情報を知ってもらう手段として、出前トークは大変有効なものであると思っております。新年度からは、新メニューや内容の更新を行う予定と聞いております。このことは、大変評価をしたいと思っております。そこで、出前トークの利用状況、旧名寄市では市民生活部の担当で、新名寄市では総務部企画の担当になっておりますが、担当部署が変わることによる影響があるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

あすより新年度予算の審査が始まりますが、例年その結果を広報なよろに掲載しております。名寄市では、ここ数年その内容を8ページにわたって説明されております。人口規模が同じ程度の自治体を中心に調べてみましたが、対応はさまざまございました。その中で4ページ程度を割いて説明をされている自治体が多かったと思っております。一方で、広報の特別号を作成する、また市民向けの予算説明書の作成を行っている自治体もあるようでございます。予算は、1年間の名寄市の仕事、市民からお預かりした税金をどのように使っていくのか、効果的に使っていくかなど最も関心を持っていただきたい、そして知っていただきたい情報ではないかと思っております。名寄市は、他市と比較しても積極的にこのことに関して取り組んでおられますけれども、今後協働のまちづくりを進める中でこの部分は少しこだわって積極的にお知らせをするということが望ましいのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

最後になります。名寄市のホームページは、比

較的字が大きくて親しみやすいトップページになっております。一方、例えば名寄市のごみの分別は、他の自治体と処理のシステム上の違いもありまして、わかりづらい部分もあるのではないかと思います。そのページにたどり着くのに画面上で5回クリックしなければそのページを開くことはできないなどの若干の不便さもあるのではないかと思います。また、広告を掲載して収入を上げるという新年度からの取り組みもお伺いしておりますけれども、今後のリニューアルについての考えをお伺いして、この場の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま東議員から大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。1点目、2点目は私から、3点目は総務部長からのお答えとなります。

最初に、1点目、名寄市の景観形成についてで、市街地の景観についてであります。近年広告物は、名寄市においても大型化し、企業の独自カラーを持つ建物が建築されてきている状況であります。現在北海道では、景観法による景観計画を策定中であり、この4月より名寄市も景観計画区域となり、北海道美しい景観のくにづくり条例や北海道屋外広告物条例により大型の建築物や工作物、広告物について北海道への届け出が必要となる予定になっております。それに市町村が意見を付すこととなります。さらに、市町村が独自の規制を図る場合はガイドラインや独自条例を持つ必要性が出てまいりまして、今後他市等の動向を見ながら検討をさせていただきたいというふうに考えています。中心街や住宅地区は、町並み、景観を考えていくことは重要なことだと思っております。従来までの行政からの押しつけでは進まないとも考えており、市民からの提案型による地区計画や所有者相互の景観協定など景観を守る方法が新たに生まれてきておりますので、このような提案を含めて名寄市の景観のあり方について引き続き検討を

してまいりたいと、このように考えているところ
であります。

次に、農村地域の景観についてであります。風連瑞生地域のシバザクラは、長年地域の農家の方々が地道に植栽を広げ、管理を行い、平たんな水田地帯においてすばらしい景観を提供されています。昨年からは農地・水・環境保全向上対策において風連西資源保全活動組織が地域全体での保全、拡大、PRの取り組みを進めており、さらなる名所となることが期待されているところであります。自宅前の看板につきましては、農村景観の向上を図るとともに、農業のPRと農業、農村に対する理解を促進することを目的に設置され、13戸の農家が補助事業で設置をしており、個人で設置されている方もたくさんいると思われま。通行される方々に非常によい印象を与えているのではないかと感じているところでもあります。ピカイチふるさとを創る会が取り組んだ壁画は、昨年まで5カ所まで市民や道行く人の目を楽しませており、名寄市の農村景観の向上や市のPRにつながっているところであります。また、ことし4月にオープンします道の駅の情報提供でも壁画の紹介を組み入れ、周知を図ってまいりたいと考えています。同会は、東京杉並区の高円寺阿波おどりの一行が来市の際には農業体験、壁画ツアーを実施し、昨年は夏場に2週間壁画のライトアップを行い、風連・杉並子ども交流会で壁画ナイトバスツアーを実施するなど都市交流でも貢献されております。また、子供たち、名寄大学の学生など多くの市民が壁画の作成に携わることで農村環境への理解を深めてもらえるのではないかと考えています。ことしから農地・水・環境保全向上対策が全市的に展開をされますので、各地域の中で農村景観の維持、保全が図られることを期待して推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的建物、文化財に対する考え方についてであります。北海道北部にあっては、数少ない歴史的建造物である旧西田邸が改築され、新た

な用途を持つ建物として生まれ変わりました。西田邸につきましては、市の所有ということもあり、文化財的な価値を残しての改築となりましたが、個人所有の建造物の保存の場合は所有者や使用者の理解と協力が前提となります。議員の御指摘のとおり、所有者や財産権のある人との調整も含めまして、その時点で個々の事例があろうかと存じます。建造物も景観形成の中で大きな要素の一つであります。名寄市は、名寄市文化財保護条例で文化財的価値のある有形、無形のものにつきましては文化財指定という形で保存策を講じております。地域の財産としての建造物の保存についての意義、価値につきましては、所管であります教育委員会とも連携して市民の方々に理解と協力を求めて努力をしていきたいと考えております。

次に、風連本町地区市街地再開発事業での景観上の考え方についてであります。風連本町地区再開発は、名寄市の南口玄関としてふさわしい町並みと中心市街地の活性化を目的として取り組んでいる事業であります。景観形成については、本事業の区域は4つのブロックから成りますが、各ブロックに高さが異なる建物を混在させるようにして適度な変化を持たせ、単調な景観とならないよう配置をしております。全般的に華やかな装飾は施さず、比較的落ちついたデザインとなるよう外層は名寄の特産物であるモチ米や雪といった風土イメージを表現するため、白の要素と地区内外で見られる味わい深い赤れんがのイメージを要所に取り入れ、デザインをしております。できる限りすべてのブロックの建物を共通するデザインとすることで、関係者の同意を得て統一感のある町並みの景観を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、風土色という考え方についてであります。名寄市では、道路や橋梁、公共の建物、事業に当たっては色彩においても景観に配慮すべく進めており、一定の効果があると考えておりますが、統一されているかどうかとなりますと事業ごとの検

討であり、そのようにはなっていないのが現状であります。市で統一した風土色を持つということは、これまで検討経過がございませんでした。総合計画を策定の際に公募しましたキャッチフレーズで「星・雪・きらめき 緑の里なよろ」や特産品のモチ米、天塩川、あとは風連の風などのイメージから、地域で一般的に風土色とされている部分は、色であらわせば緑、白、青色などが風土色と言えるというふうに思いますが、同一の風土色を持つということを含め、今後そのあり方などをまちづくりの計画の過程で市民の御提言や御議論をいただかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、将来に向けての美しいまちづくりについてであります。御指摘のとおり景観は貴重な財産となるものと考えており、50年、100年まで継続し、残さなければならないものとなります。今後市民が参加する行政と市民協働のまちづくりの計画や事業の中で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目で2点目の市内建設業の雇用と活性化についての御質問で、最初にゼロ市債の活用についてであります。建設工事の早期発注は、事業主サイドには人材の確保、前払い制度の活用などがあり、市民や発注者サイドから見れば雪解け後の補修や天候などに恵まれるため、高品質の物件ができ上がるなど利点が多く、名寄市はこれまでも9月までの上半期に80%以上の発注に努力しているところであります。特に春先の舗装補修は、雪解け直後に現場を踏査する程度で、概数により早期に発注しているところでもあります。御提案の債務負担行為による発注につきましては、一定程度の事業量と事業費を持つ行為であれば補助金や交付金などの制約を受けない単独事業も含め、議員の御指摘のとおり効果もあるし、必要性もあると考えております。平成20年度では、適した工事がございましたが、今後工事の内

容や条件が整えば実施に向けて検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、冬期間の雇用と住宅リフォームについてであります。住宅リフォーム促進助成事業は、平成19年度から3カ年事業として開始したところ、公共事業縮減などの影響を受けている建設業界や市民からの関心が非常に高く、大変な好評を得たところであります。ことし1月30日には、名寄建設業協会から季節労働者の通年雇用対策として、住宅リフォームの冬期間事業確保などの要望を受けたところでもあります。新年度に向けては、地元建設業者の登録等説明会を予定しており、内装工事のリフォームに対して冬期間施行の可能性について協議をさせていただこうと考えておりますし、基本的には工事施工主の判断が大きいと思いますので、そのお客様の対策やPRなども必要と考えております。通年雇用化に向けた一つの動きとして今後取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、3点目の市民との情報共有についてお答えをさせていただきます。

初めに、広報なよろのアンケート調査についてお尋ねをいただきました。新名寄市総合計画の基本理念として、協働が位置づけられました。今後市民との協働、市民参画を進めていく上で行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。広報なよろは、町内会、行政区の協力で全戸配布しておりますが、市民との情報共有化に果たす広報なよろの役割は、市民や地域が主体となったまちづくりを推進するための行政情報提供の柱となるものであります。昨年10月に実施をした広報アンケートは、新名寄市における広報のあり方とより市民に親しまれる広報づくりのために実施をいたしました。過去には、昭和54年と平成13年に実施されておりました、それぞれ選挙人名簿

からの抽出方式とまちづくり懇談会場でのアンケート配布、回収方式で行われました。今回実施した全戸広報配布、郵送回収方式での広報アンケートは、同じ調査方式との比較では平成18年に行われた総合計画に関する御意見アンケートを上回る回答数207となったところであります。ちなみに、総合計画に関する御意見アンケートの回答数は125でありました。今回の広報アンケートでは、広報なよりの発行回数を月2回にふやして、毎月15日にお知らせ版を発行することについて、市民の皆さんの考え方をいただきました。月2回の広報発行は、現在風連地区で行われておりまして、情報提供のスピードアップを図るためにも重要な取り組みではありますが、アンケートの結果では9割の方が財政的な面からも月1回の発行を継続すべきとの回答をいただいたところであります。また、回答の半数に当たる93通について、貴重な御意見、御提言をいただきました。今後は、各年齢層から幅広く御意見をいただける機会を設定、研究するなど、市民の声を反映することができる紙面づくりを心がけ、一層親しまれる広報なよるを目指してまいります。

次に、出前トークについてお尋ねがありました。平成13年に始まった出前トーク事業は、行政情報を市民の皆さんにお届けするもので、これまでもごみの有料化や市町村合併、大学の改革など市民の皆さんとの意見交換のため、貴重な機会となっております。平成18年度までに多い年度、少ない年度違いはありますが、年平均して約20回を開催し、参加いただいた市民は年間平均550人を数えます。平成19年度は、これまで4回を開催し、190人が参加、風連地区でも開催をされているところであります。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度にあわせてメニューを更新をし、新規メニューの「地産地消を推進しよう」を設けるなど、より多くの市民の皆さんの要望にこたえてまいりたいと考えております。

なお、担当部署が変更したことの影響につきま

しては、従来とも広報広聴担当が窓口となる事業でございまして、実質的な影響はないと考えております。

次に、市民への予算の説明方法についてお尋ねをいただきました。市民との協働、市民参画を進めていく上で行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。中でも新年度予算については、これからの1年間名寄市が進めていく施策や事務事業が盛り込まれたもので、市民の皆さんの関心も特に高いものがあると考えております。新年度予算のお知らせに当たりましては、グラフや1人当たりの歳入歳出額を織り込んだ予算の概要についてのお知らせを初め、基本的な考え方となる市政、教育行政の執行方針、さらに新名寄市総合計画の5本の柱ごとに分けた主な事業について、新規に取り込む事業を中心に市民の皆さんにできるだけわかりやすくお知らせできるよう編集に努めております。また、新年度予算の主要事業概要等を掲載をした記者発表の資料をホームページを活用してお知らせするなど、スピード感にもこだわった情報提供にも努めているところでございます。御質問いただきました少しこだわった予算のお知らせにつきましては、市民のニーズに対応しながら、しっかりと紙面づくりを心がけてまいりたいと考えております。

次に、市のホームページについてもお尋ねをいただきました。新市として平成18年3月からホームページを開設して以来多くの市民からアクセスをいただいております。ちなみに、2月末現在のアクセス数は95万2,000件でございます。市のホームページは、多種多様な情報発信をする場として動画、電子地図、ライブ中継など活用して、視覚的にわかりやすい情報発信などに努めておりますが、一方では欲しい情報が探しにくいとの声もあります。現在大幅なりニューアルの予定はございませんが、情報のカテゴリー、ジャンル分けの見直しなどを進めるとともに、行政情報提供システムのバージョンアップを検討し、よりわ

かりやすく親しみやすいホームページになるよう
に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ御答弁をい
ただきましたが、若干再質問させていただきたい
と思います。順序が逆になっていこうかと思いま
す。

まず、答弁をいただいた中で、出前トークの数
をお知らせをいただきました。18年は20回、
550名の利用ということで、一定程度頑張っ
ておられるなというふうに思いましたけれども、1
9年度につきましては、特に大きな課題がなかつ
たという影響もあるのかもしれませんが、
利用回数が4回と。人数は190人というこ
とでお知らせをいただきましたけれども、この大
きな減少の要因はどのようにとらえておられる
のか。平成20年度は、後期高齢者の部分等
でふえるのかなというふうにも思いますけれど
も、こちら辺の見込み等についてもお知らせを
いただければというふうに思います。

もう一点、この項目でお伺いをいたしたいと
思います。予算の市民へのお知らせの仕方とい
う部分なのですが、他市と比べると名寄はしっ
かりやっていたらというふうに私も認識して
います。それは、部長の答弁をいただきました
ようにグラフをつくったりとか1人当たりだ
とか、かなりよそのまちと比べても平均点以
上だなというふうに私も思っておりますけれど
も、総合計画の中で市長も市民との協働とい
うことをうたう中で、やはり名寄市が何を考
えているのか、どうすることに力を入れたい
のか、具体的に少しでも市民にわかっていただ
くことによって、より協働のまちづくりとい
うのが近づいていくのかなというふうに、私
はこの部分をこだわっているわけでごさいま
して、多分どの議員も協働のまちづくりとい
うことに対して異を唱える方は一人もいな
いのではないのかなというふうに思うのですけ
れ

ども、その具体策として、ではどこからいき
ましようかという部分ではなかなか見えてこ
ない部分があるのかなというふうに思います
ので、まずこちら辺お知らせをすることから
始める。こういったことがいいのではないの
かなというふうに思いがありましたものではな
いので、こういった質問をさせていただきました
。こういったことに関して御見解を再度賜
りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 出前トークにつ
きましては、数字を申し上げますと13年度
が6件、市民の参加をいただいた数が115
人と。14年度が34件、これまた115名、
15年度が34件、1015人ということで、
このときはごみの有料化問題が大きなテー
マでございました。16年が20件、695
人、これは合併問題が主たるテーマとい
うことでございます。17年度が5件、132
人、18年度が6件で185、これを平均
しまして年20回ということで、その年度、
年度で抱えているテーマによって相当のば
らつきがございます。今年度は、後期高
齢者の医療の関係では別途出前トークとい
うよりもむしろ積極的に老人クラブの会
合等押しかけをして説明させていただいた
という部分はありまして、この分はおよ
50件弱あったと承知をしております。今
後も市民の皆さんの関心事についてテー
マを定めて、積極的に事業を展開してま
いりたいと考えております。

それから、予算の周知のあり方について
もお尋ねをいただきました。かつて名寄
市の台所事情ということで、一般家庭の
台所に置きかえをして説明をさせていただ
いた経験を持っております。このとき
は、一般家庭の標準的な収入に名寄市の
収入、支出を置きかえをして、換算を
して説明をさせていただいたという、
そういう工夫もしたことがございま
して、特に予算の関係ですと数字が多
い、あるいは専門的な用語が多いとい
う部分が、決算も同じなのですが、出
てまいりますの

で、できるだけわかりやすい言葉で、しかもきちっとビジョンがあらわせるような、そういった工夫をぜひ今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 出前トークについてわかりました。後期高齢者については、押しかけ出前をしたと。ほかの出前トークについてもそのような発想がこれからもあったらいいなというふうに思っております。

予算の市民のお知らせについてなのですが、8ページが私は決して、ほかから比べるととても多いので、倍ぐらい多いのですが、もう少しあってもいいのではないかなというぐらいの気持ちを実は持っております。ですから、予算も絡んでくるので、なかなか難しいかもしれないのですが、別冊であるとか別刷りの説明書であるとかという取り組みをしているまちもあるみたいですね。非常にわかりやすいです。そういったことも今後視野に入れていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。順番が逆になっております。ゼロ市債について答弁をいただきました。条件が整う仕事がある場合はやるというふうに言っていただきましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。士別市では、年平均4件程度ぐらい出していたのかなというふうにも思っております。なるべく補助メニューなどが整えば、関係もありますけれども、効率的な仕事ができると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、住宅リフォームについてなのですが、冬期雇用についての理解もいただきました。ありがとうございます。ぜひこれ今後具体的に検討していただきたいなというふうに思うのですが、夏場の工事というふうになりますと、外壁だとか屋根だとかと大きな工事が多くできるのではないのかなと思います。冬になりますと、屋

内工事が多くなるのかなというふうに思います。例えばトイレ改修しよう、お風呂改修しようだとか、台所だとか、そうするとなかなか100万円というハードルが高くなっていくのかなという部分もありますので、ここら辺の検討も再度お願いしながら進めていただければありがたいなと思いますけれども、この辺に関してちょっと見解があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨年150件にも及ぶリフォームを手がけていただきました。その中でいろいろお話を取りまとめている段階なのですが、今お話ありましたように100万円以上で20万円というお手伝いをさせていただいております。この分につきましては、冬場にどのぐらいの仕事ができるのか、冬場に向けての仕事がどのぐらい占めるのか、額的にどのぐらいになるのか、さまざまだと思いますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように業者の方々のお考えがかなり大きく影響するのかなというようにあるものですから、できましたら外仕事はできませんから、中仕事の中での話がまとめればぜひともいかがですかというようなこと、それから一方ではコストが高くなったら、また受益の方々にも御負担をいただくということに相なるわけですから、そこら辺も慎重にお話し合いさせてもらいながら、取り進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そういった関係の方がやっぱり一番情報を持っておられると思いますので、よく相談をしていただきまして、なおかつまたそういう方も冬期なるべく雇用を途切れさせないようというふうな考えの中で努力されていると思いますので、そこら辺の配慮もいただきながら進めていただければありがたいと思います。よろしくお願います。

次、最後一番最初の景観形成に関する部分で質

問をさせていただきたいと思います。景観形成に関する法律ですとか、私も冒頭申し上げました。答弁でもいただきましたけれども、そういった部分で国とか道とかの補助メニューであるとか、支援の具体的な制度であるとか、国土交通省でいいますと景観形成事業推進費などの費用も見ておられますでしょうし、またHOPE計画というのはこれは建物の部分なのかなと思います。あるいは、「わが村は美しく北海道」などという運動もあるやに聞いておりますけれども、こういった制度の活用の可能性というのがどの程度あるのか、ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。また、埼玉県の前橋市というところの取り組みなのですけれども、景観施策としまして3軒続けて同じ認識の中で建物ですとか外壁だとか、そういったところの協定を結んだときにこの名前づけが三軒協定というのだそうですけれども、行政支援を一定程度しようというふうな取り組みがされているやに聞いております。この手法でいけばそういった景観形成も若干進むのかなというふうにも思いますし、先ほどの逆に言えば建築屋さんでなくて土建の部分でも住宅リフォームと近いような雇用の効果もあるいは期待できるのかなというふうにも思いますけれども、一石二鳥なのかなと思います。こういったことに関する考え方もちょっとお知らせをさせていただきたいと思います。まず、2点お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 景観についてはちょっと難しくあれなのですけれども、私の知っている部分で、今例えば道で出している補助メニューだとか、そういうのは私の中の情報には今のところございません。基本的には、条例制定をして、そのまちがこういうふうにしなさいというのも強制的な部分が今の時代ですとなかなか合わないということも含めて先ほど答弁させていただいたということです。先ほど議員のありました三軒協定とか、個人的な協定の中で行政が支援で

きるかどうかは別にしまして、そういうことを進めるという方法はあると思いますけれども、支援をするという方法的には今の段階ではまだうちのところには情報は届いていません。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） わかりました。何かあるかもしれませんので、私もこれから調べてみたいと思いますけれども、ちょっと調べてみていただければというふうに思います。

1回目の質問の中でもちょっと花の話を見せてもらいましたけれども、恵庭市などでは庭先に花を植えようなどの運動が比較的されているようです。名寄は、花壇についての表彰を行ったりだとか、そういった推奨をされておりますけれども、こういったことは比較的早く結果が見えてくる取り組みではないのかなというふうに思っております。こういった取り組みを行ってはいかがかなというふうに思うのですけれども、庭先に花を植える場合に、では背景はどんなのだというふうに私は考えるわけです。そうしたときに奇抜な建物の前に花を飾ってもきれいにはならないのです。その背景にあるのに似合うのは、やっぱり風土色というのが似合うのではないのかなというふうにも思っております。私が思うのは、風土色というのは今は環境が大変大切だというふうに言われておりますけれども、私たちも地球上の生態系の中の一員であるわけでありますから、自然の中の色と同化していくというのはそんなに不自然なことではないなというふうに思いますし、また花を飾る背景としても似合う考え方ではないのかなというふうにも思いますので、再度その点について、花を植えるということに関してちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 風土色との絡みはちょっと置きまして、お花の部分でいえば、名寄でいえば南4丁目通のフラワーロード、町内会の10区だとか4区の方々に協力をお願いして

やっているとか、大通もしかりであります。それと、風連でも基線通でズミの木のフラワーロードもやっていますから、それは地域的にお願いというよりは自発的にやっていただいて、花などの助成だとかズミの木の防除の助成は市のほうで幾らかお金を見ております。

それと、風土色の関係は先ほど質問の中でもお答えしましたけれども、非常に難しいものがありまして、これを統一するかどうかも含めて今後本当に協議が、町内会も含めて市民の議論も必要かというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 多分ここで議論をして、いきなりどの色の風土色というのはならないというふうに私は思っているのです。それは、どういう順序で決めていくかとする、よそのまちの事例を見てもやっぱり市民議論の中から入っていくべきだろうというふうに思います。そういった中でやっぱり市民の方だけで議論をしてもなかなか専門知識がないので、どういうものかというのをまず想像ができないという部分があるのかなというふうに思います。そういった中で専門家あるいは建築家や建築屋さんだとか、あとは大学の先生だとかがそういったときにかかわっている例が非常に多く見受けられます。そういった中で名寄市立大学の村本先生という先生がおられるのですけれども、社会活動として1992年から1995年まで中標津町の景観検討委員会の委員長を務められております。また、1994年から2001年までは北海道景観アドバイザーを務められております。お伺いしてみたら、特に農村部のほうが私は得意なのだというふうなおっしゃり方をされておりました。この先生は、学歴を調べてみますと北海道大学の大学院を卒業されているのです。北海道大学の大学院には、現在都市地域デザイン専攻という大学院の中の専攻科目があります。同じ大学の出身ですので、村本先

生に例えば農村部もしっかり見てアドバイスをいただいて、こういったところの学部、名寄市は北大の大学院とも協定結んでおりますので、そういった関連の中から市民委員会のようなものをつくっていただく中で、全体的にはどういうたたずまいのまちがいいのかというのを議論していただくのが望ましいのではないのかなというふうに思っております。私野間井部長に風土色についてどうなのだと聞くのは本当は心苦しいのです。多分お答えになれないのではないかなと。そういう議論経過の中から形成をしていただきたいなというふうに私は思っておりますので、そういった観点から考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 村本先生の話は私もちょっと聞いたことがありますので、今提案でありました市民委員会など、そういうことも含めてこの風土色について、まち場の景観も含めて一緒に勉強する機会をつくればというふうに考えています。今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） どうもありがとうございます。風土色、色だけに限らずまち全体の景観形成をどうなのだという観点から、ぜひお伺いをしたいなというふうに思っております。

先ほど風連の農村部のお話もさせていただきましたけれども、名寄市には道立公園サンピラーパークの交流館がございまして、あそこの交流館のデザインをどうするのだということを市民の皆さんが検討された経緯もあるのは野間井部長はよく御存じだというふうに思っております。最初出てきたプランというのは、かなりメタリックなデザインが出てきたのですけれども、やはり渡り鳥の影響がどうなのであるとか、やはり地域にもともとあった色だとか、そういうことに少しこだわったらいのではないのかという市民議論から、かつてはれんが工場がたくさんあったねというこ

とから、れんがを配置するようなデザインになったという経緯があるのを私も覚えております。そういったことから、私は市民の心構えとしてもまちづくりにそういうことを織り込んでいこうよというのは、もう案外心の準備整っているのではないかなというふうに思います。あとは、行政側がどうなのだいと言ってやったら、案外乗ってくるのではないのかなというふうに思っております。そのぐらいもういけているのではないかなというふうに思いますので、ぜひこのような取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

それと、もう一点ちょっとお伺いをしたいと思います。歴史的建造物についてちょっとお伺いをしたいなというふうに思うのですが、先日日根野議員が天文台の質問をされて、それで今の天文台は解体しないのだというふうな御答弁をいただいたようでございます。図書館の資料庫としてお使いになるというふうな計画であるというお話だったので、壊されなくてよかったなというふうに実は私もこれ思っております。これ歴史的に見ても価値のあるもので、やっぱり大切にしていきたい建物の一つでもあるのではないかなというふうに思っております。この施設を将来文化財に指定をされようとお考えしているのか、そこら辺についてまず1点お伺いをしたいのと、あそこにある備品ですとかは新しい天文台ができて多分全部持っていけないぐらいあるのかなというふうに思うのです。さらに、プラネタリウムを向こうに持っていかないということになると、やっぱりあれも歴史的に見ると建造物ではないですけども、価値のあるもので、例えば下川の共立トラストという木材会社の古い建物があって、あれは市民の皆さんが自主的に保管、管理をしていこうというふうな取り組みをされていまして、例えばそういうふうな市民の方から一定程度市民に公開される、土日だけでもいいからしたいのだというような要望が出たときに対応されるお考えがあるのかどうなのか。そこら辺今の施設の使い方に関して、例

えば倉庫以外の使い方について考えがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在まだ検討段階といたしますか、そういうことなのですけれども、天文台についても個人のものについて寄附いただいたということで、非常に大切な財産だというふうに思っております。それで、昨日は現天文台については新天文台ができた後については図書館の保存資料に使いたいというふうにお答えをいたしました。それで、今後の現天文台の方向、考え方ということなのですけれども、これについてはいろんな考え方あると思いますけれども、文化財審議会というところがございますから、そういう公的な部分の中で名寄市内のそういった建物、先ほど申しますとプラネタリウムについてもどういうふうにして今後持っていくかということもその中で検討をするということになると思います。ただ単に廃棄するのかなんとかということには多分ならないと思いますので、ただ保存するにしてもそれ相応の費用もかかってくるということもありますし、またそれを置く場所だとか、そういったこともありますので、それらいろんな方向から検討しながら、今後進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） ぜひ審議会でしたか、のほうで御検討いただきたいなというふうに思います。ここの施設は名寄市の持ち物ですので、いろんな考え方に沿って使い方ができるなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それ以外の文化財につきましても、確かに個人の持ち物ですから、財産権だとか、いろいろありますので、とやかく言う権利はどこまであるのかというと、それはかなり微妙だとは思いますが、やはりまち全体の景観を考えるのだという意識づけの中から、自分の持っている建物、文

化財の建物、たまたま文化財だったけれども、これはどういふふう保存していくことが市民の中から支持を得られるのだということも考えて、今までにそういう概念がそもそもなかったのではないかなと思うのです。あったのか、わからないですけれども、少しないがしろになっていたのではないかなという部分も見受けられますので、そういった部分も含めて昔の大切なものを、歴史的なものをしっかりと守っていこうということは、やっぱり温故知新、そういったことを考えても大切なことであろうと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

少し残して終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 山 口 祐 司

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月13日までの3日間を休会といたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月13日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 4時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知